昭27. 1. 9.

官報

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

主要目次

告示　四九頁
○無線局承認
○検定に合格した無線方位測定機の型式の変更承認　五一
○日本国籍離脱者　五一
○社債等登録法施行令第一條第一項第二号但書の会社指定　五一
○連合国財産の返還等に関する政令により電気通信大臣に対して通知した事項　五二
○門司市信用金庫第七回ほがらか定期預金の細目等　五二
○淡路信用金庫割増金附第八回福光定期預金の細目等　五二
○長野県信用金庫信用組合第一回信用定期預金の細目等　五二
○須崎信用金庫割増金附第五回にこにこ定期預金の細目等　五二
○愛知県農協第十回愛農定期貯金の細目等　五二
○山口県農協第五回栄定期貯金の細目等　五三
官庁事項
○四鉄本局庁舎防災に関する調停についての公表　五三
○刑事補償法による補償決定の公示　五三
公共企業体事項
○信越本線御代田・小諸間に平原停車場設置　五四

告示

◉電波監理委員会告示第八号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十七年一月九日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十二月一日　第三一一二五号
二　承認を受けた者　海上保安庁
三　無線局の種別　海岸局
四　無線局の目的　海上保安事務に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　海上保安庁所属船舶局
六　通信事項　海上保安庁法第二條第一項及び第三十五條第一項に規定する事務に関する事項
七　承認の有効期限　昭和三十一年十一月三十日
八　設置場所　神戸市生田区波止場町中突堤A上屋　東経一三五度一二分　北緯三四度四一分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　JNK—5　A三　（一、六二〇kc　二、一四〇kc　一、九四〇kc　二、七八五kc）　水晶発振　終段陽極変調　二五W
十　空中線の型式及び構成　傾斜型
十一　運用許容時間　常時
十二　運用義務時間　不定

◉電波監理委員会告示第九号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十七年一月九日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十二月十一日　第三一四三号
二　承認を受けた者　日本国有鉄道
三　無線局の種別　実用化試験局（固定局）
四　無線局の目的　日本国有鉄道事業に使用する固定業務の（送信のみに限る。）実用化試験を行う。
五　通信の相手方　日本国有鉄道所属吹田送信所
六　通信事項　1. 日本国有鉄道法第三條に規定する業務に関する事項　2. 実用化試験に必要な事項
七　承認の有効期限　昭和二十七年十二月十日
八　設置場所　大阪市北区大深町　東経一三五度三〇分　北緯三四度四二分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　JJ4BD　P九　三、九五〇Mc　クライストロン発振　特殊　〇・二W
十　空中線の型式及び構成　電磁ホーン（メタルレンズ付）
十一　運用許容時間　常時
十二　その他　周波数帯幅の許容値は、七・五Mcとする。

◉電波監理委員会告示第十号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十七年一月九日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十二月十四日　第六二三三号
二　承認を受けた者　海上保安庁
三　無線局の種別　海岸局
四　無線局の目的　海上保安事務に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　海上保安庁所属船舶局
六　通信事項　海上保安庁法第二條第一項及び第三十五條第一項に規定する事務に関する事項
七　承認の有効期限　昭和三十一年十一月三十日
八　設置場所　福岡市北浜町四番地　東経一三〇度二四分　北緯三三度三六分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　JNM—5　A三　（一、六一〇kc　二、一四〇kc　一、九四〇kc　二、六五〇kc）　水晶発振　終段陽極変調　二五W
十　空中線の型式及び構成　傾斜型
十一　運用許容時間　常時
十二　運用義務時間　不定

◉電波監理委員会告示第十一号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十七年一月九日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十二月十四日　第六二三四号
二　承認を受けた者　海上保安庁
三　無線局の種別　固定局
四　無線局の目的　海上保安事務に使用するため、固定業務を行う。
五　通信の相手方　海上保安庁所属の門司、嚴原及び佐世保の各固定局
六　通信事項　海上保安庁法第二條第一項及び第三十五條第一項に規定する事務に関する事項
七　承認の有効期限　昭和二十七年十一月三十日
八　設置場所　福岡市北浜町四番地　東経一三〇度二四分　北緯三三度三六分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式及び空中線電力　JNM—35　A一　三、七八五kc　水晶発振　五〇W
十　空中線の型式及び構成　ツェッペリン
十一　運用許容時間　常時

◎電波監理委員会告示第十二号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

電波監理委員会委員長　富安　謙次

昭和二十七年一月九日　　昭和二十六年十二月二十五日　第九五四六号

一　承認の年月日及び番号
二　承認を受けた者　海上保安庁
三　無線局の種別　海岸局
四　無線局の目的　海上保安事務に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　海上保安庁所属船舶局
六　通信事項　海上保安庁法第二條第一項及び第三十五條第一項に規定する事務に関する事項
七　承認の有効期限　昭和三十一年十一月三十日
八　設置場所　石川県羽咋郡福浦村水垂　東経一三六度四四分　北緯三七度〇五分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
JNJ—5　A三　一、六一〇〇kc　二、九四〇〇kc　三、六五〇〇kc　水晶発振　終段陽極変調　二五W
十　空中線の型式及び構成　傾斜型
十一　運用許容時間　常時
十二　運用義務時間　不定

◎電波監理委員会告示第十三号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

電波監理委員会委員長　富安　謙次

昭和二十七年一月九日　　昭和二十六年十二月一日　第六一六四号

一　承認の年月日及び番号
二　承認を受けた者　海上保安庁
三　無線局の種別　海岸局
四　無線局の目的　海上保安事務に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　海上保安庁所属船舶局
六　通信事項　海上保安庁法第二條第一項及び第三十五條第一項に規定する事務に関する事項
七　承認の有効期限　昭和二十六年十一月三十日
八　設置場所　門司市西海岸通　東経一三〇度五七分　北緯三三度五六分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
JNL—5　A三　一、六一〇〇kc　二、九四〇〇kc　三、一四〇〇kc　七、八五〇kc　水晶発振　終段陽極変調　二五W
十　空中線の型式及び構成　逆L型
十一　運用許容時間　常時
十二　運用義務時間　不定

◎電波監理委員会告示第十四号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

電波監理委員会委員長　富安　謙次

昭和二十七年一月九日

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十二月二十五日　第八一四二号
二　承認を受けた者　海上保安庁
三　無線局の種別　海岸局
四　無線局の目的　海上保安事務に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　海上保安庁所属船舶局
六　通信事項　海上保安庁法第二條第一項及び第三十五條第一項に規定する事務に関する事項
七　承認の有効期限　昭和二十六年十一月三十日
八　設置場所　石川県羽咋郡福浦村水垂　東経一三六度四四分　北緯三七度〇五分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
JNP—5　A三　一、六一〇〇kc　二、九四〇〇kc　三、六五〇〇kc　水晶発振　終段陽極変調　二五W
十　空中線の型式及び構成　傾斜型
十一　運用許容時間　常時
十二　運用義務時間　不定

◎電波監理委員会告示第十五号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

電波監理委員会委員長　富安　謙次

昭和二十七年一月九日

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十二月二十五日　第八一四三号
二　承認を受けた者　海上保安庁
三　無線局の種別　固定局
四　無線局の目的　海上保安事務に使用するため、固定業務を行う。
五　通信の相手方　海上保安庁所属の函館固定局
六　通信事項　海上保安庁法第二條第一項及び第三十五條第一項に規定する事務に関する事項
七　承認の有効期限　昭和二十七年十一月三十日
八　設置場所　北海道檜山郡江差町字神町奠港埋立地　東経一四〇度〇八分　北緯四一度五二分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式及び空中線電力
JNP—35　A一　三、六六五kc　水晶発振　五〇W
十　空中線の型式及び構成　Y型
十一　運用許容時間　常時

◎電波監理委員会告示第十六号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

電波監理委員会委員長　富安　謙次

昭和二十七年一月九日

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十二月二十五日　第九五四七号
二　承認を受けた者　海上保安庁
三　無線局の種別　固定局
四　無線局の目的　海上保安事務に使用するため、固定業務を行う。
五　通信の相手方　海上保安庁所属の新潟、伏木及び舞鶴の各固定局
六　通信事項　海上保安庁法第二條第一項及び第三十五條第一項に規定する事務に関する事項
七　承認の有効期限　昭和二十七年十一月三十日
八　設置場所　石川県羽咋郡福浦村水垂　東経一三六度四四分　北緯三七度〇五分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式及び空中線電力
JNJ—35　A一　三、七八五kc　水晶発振　五〇W
十　空中線の型式及び構成　Y型
十一　運用許容時間　常時

◎電波監理委員会告示第十七号

無線機器型式検定規則第八條の規定により、NMD—一一〇A型無線方位測定機（昭和二十六年十一月三十日合格、検定番号第一五五六号）の型式の変更を次の通り承認した。

電波監理委員会委員長　富安　謙次

昭和二十七年一月九日

一　変更承認の年月日　昭和二十六年十二月二十五日
二　承認番号　第一五五六—五号
三　申請者の名称　日本無線株式会社
四　機器の名称及び型式　NMD—一一〇BN型無線方位測定機
五　機器製造者の名称　日本無線株式会社
六　検定周波数範囲　二八五kcから五三五kcまで

◎法務府告示第一号

左記の者は、アメリカ合衆国の国籍を有するところ、国籍法第十條の規定によつて、日本国籍を離脱した。

昭和二十七年一月九日　法務総裁　木村篤太郎

本籍　熊本県下益城郡豊田村大字籐山千百十八番地
住所　アメリカ合衆国カリフォルニアメリカ合衆国カリフォルニア州コントラスタ郡リッチモンド市ホール街五千三百十九　松井　和成　大正八年一月十五日生

本籍　山口県岩国市大字向今津千五十二番地
住所　アメリカ合衆国カリフォルニア州リッチモンド市ラ・ゴールドウン街五千二百十　広元　百合　大正十二年四月二十六日生

◎法務府告示第二号

左記の者は、カナダ国の国籍を有するところ、国籍法第十條の規定によつて、日本国籍を離脱した。

昭和二十七年一月九日　法務総裁　木村篤太郎

本籍　栃木県栃木市箱森町八百五十四番地
住所　東京都豊島区池袋六丁目千九百十五番地　若林　春美　昭和九年五月十日生

◎法務府告示第三号

左記の者は、中華民国の国籍を有するところ、国籍法第十條の規定によつて、日本国籍を離脱した。

昭和二十七年一月九日　法務総裁　木村篤太郎

本籍　東京都千代田区神田平河町四番地
住所　東京都大田区南千束町三百四十八番地　成田ミツノ　昭和二年五月十日生

◎法務府告示第四号

左記の者は、イタリア国の国籍を有するところ、国籍法第十條の規定によつて、日本国籍を離脱した。

昭和二十七年一月九日　法務総裁　木村篤太郎

本籍　東京都豊島区池袋二丁目千六十八番地
住所　東京都豊島区池袋二丁目千六十八番地　木村きぬ子　大正十四年六月五日生

◎法務府告示第五号

左記の者は、中華民国の国籍を有するところ、国籍法第十條の規定によつて、日本国籍を離脱した。

昭和二十七年一月九日　法務総裁　木村篤太郎

本籍　岐阜県海津郡城山村大字駒野六百六十八番地
住所　東京都杉並区高円寺三丁目三百一番地　塩田　孜子　昭和四年六月二十日生

◎法務府告示第六号

左記の者は、中華民国の国籍を有するところ、国籍法第十條の規定によつて、日本国籍を離脱した。

昭和二十七年一月九日　法務総裁　木村篤太郎

本籍　東京都豊島区池袋一丁目七十五番地
住所　東京都杉並区高円寺三丁目二百二十四番地　飯島　丁子　昭和七年三月十六日生

◎法務府告示第七号

左記の者は、中華民国の国籍を有するところ、国籍法第十條の規定によつて、日本国籍を離脱した。

昭和二十七年一月九日　法務総裁　木村篤太郎

本籍　京都府京都市中京区西の京勧学院町十四番地
住所　京都府京都市中京区西の京職司町八十一番地　増田　春枝　大正十二年十月二十日生

◎法務府告示第八号

左記の者は、アメリカ合衆国の国籍を有するところ、国籍法第十條の規定によつて、日本国籍を離脱した。

昭和二十七年一月九日　法務総裁　木村篤太郎

本籍　福島県安達郡本宮町字上町三番地
住所　アメリカ合衆国ワシントン州シアトル市南第二十二街五百四十三　柳原　昭夫　昭和七年九月十九日生

◎法務府告示第九号

左記の者は、中華民国の国籍を有するところ、国籍法第十條の規定によつて、日本国籍を離脱した。

昭和二十七年一月九日　法務総裁　木村篤太郎

本籍　東京都豊島区池袋二丁目千六十八番地
住所　東京都豊島区池袋二丁目千六十八番地　木村きぬ子　大正十四年六月五日生

◎法務府告示第十号

左記の者は、中華民国の国籍を有するところ、国籍法第十條の規定によつて、日本国籍を離脱した。

昭和二十七年一月九日　法務総裁　木村篤太郎

本籍　東京都杉並区高円寺三丁目三百一番地
住所　東京都豊島区池袋一丁目七十五番地　塩田　孜子　昭和四年六月二十日生

◎法務府告示第十一号

左記の者は、中華民国の国籍を有するところ、国籍法第十條の規定によつて、日本国籍を離脱した。

昭和二十七年一月九日　法務総裁　木村篤太郎

本籍　東京都豊島区池袋一丁目七十五番地
住所　東京都杉並区高円寺三丁目二百二十四番地　飯島　丁子　昭和七年三月十六日生

◎法務府告示第十二号

左記の者は、中華民国の国籍を有するところ、国籍法第十條の規定によつて、日本国籍を離脱した。

昭和二十七年一月九日　法務総裁　木村篤太郎

本籍　茨城県真壁郡大村大字海老ヶ島二千百十三番地
住所　東京都品川区西大崎三丁目四百八十六番地　島田たつ子　昭和三年八月十六日生

◎法務府告示第十三号

左記の者は、中華民国の国籍を有するところ、国籍法第十條の規定によつて、日本国籍を離脱した。

昭和二十七年一月九日　法務総裁　木村篤太郎

本籍　徳島県名西郡監畑村大字高畑千二百九十三番地
住所　大阪府大阪市南区安堂寺町二丁目六十三番地　高橋　英子　大正十五年四月一日生

◎法務府告示第十四号

左記の者は、アメリカ合衆国の国籍を有するところ、国籍法第十條の規定によつて、日本国籍を離脱した。

昭和二十七年一月九日　法務総裁　木村篤太郎

本籍　広島県御調郡今津野村大字福井二百番地
住所　アメリカ合衆国ワシントン州シアトル市第十五街三百二十六　福間　盛允　昭和四年十一月二十六日生

◎法務府告示第十五号

左記の者は、中華民国の国籍を有するところ、国籍法第十條の規定によつて、日本国籍を離脱した。

昭和二十七年一月九日　法務総裁　木村篤太郎

本籍　高知県吾川郡伊野町三千六十番地
住所　アメリカ合衆国ワシントン州シアトル市北第二十四街四百五十六　井上　道生　昭和七年九月二十六日生

◎法務府告示第十六号

左記の者は、中華民国の国籍を有するところ、国籍法第十條の規定によつて、日本国籍を離脱した。

昭和二十七年一月九日　法務総裁　木村篤太郎

本籍　広島県安佐郡安村大字大町千百七十番地
住所　アメリカ合衆国ワシントン州シアトル市南第十六街三千二百七　松本　太一　大正十五年八月一日生

◎法務府告示第十七号

左記の者は、中華民国の国籍を有するところ、国籍法第十條の規定によつて、日本国籍を離脱した。

昭和二十七年一月九日　法務総裁　木村篤太郎

本籍　福島県安達郡本宮町字上町三番地
住所　アメリカ合衆国ワシントン州シアトル市南第二十二街五百四十三　柳原　昭夫　昭和七年九月十九日生

◎法務府告示第十八号

左記の者は、アメリカ合衆国の国籍を有するところ、国籍法第十條の規定によつて、日本国籍を離脱した。

昭和二十七年一月九日　法務総裁　木村篤太郎

本籍　福島県安達郡本宮町字上町三番地
住所　アメリカ合衆国ワシントン州シアトル市南第二十二街五百四十三　柳原　昭夫　昭和七年九月十九日生

◎法務府告示第十九号

左記の者は、中華民国の国籍を有するところ、国籍法第十條の規定によつて、日本国籍を離脱した。

昭和二十七年一月九日　法務総裁　木村篤太郎

本籍　福島県安達郡本宮町字上町三番地
住所　アメリカ合衆国ワシントン州シアトル市南第二十二街五百四十三　柳原　昭夫　昭和七年九月十九日生

◎法務府告示第二十号

左記の者は、中華民国の国籍を有するところ、国籍法第十條の規定によつて、日本国籍を離脱した。

昭和二十七年一月九日　法務総裁　木村篤太郎

本籍　福島県安達郡本宮町字上町三番地
住所　アメリカ合衆国ワシントン州シアトル市南第二十二街五百四十三　柳原　昭夫　昭和七年九月十九日生

◎法務府告示第二十一号

左記の者は、中華民国の国籍を有するところ、国籍法第十條の規定によつて、日本国籍を離脱した。

昭和二十七年一月九日　法務総裁　木村篤太郎

本籍　福島県安達郡本宮町字上町三番地
住所　アメリカ合衆国ワシントン州シアトル市南第二十二街五百四十三　柳原　昭夫　昭和七年九月十九日生

◎法務府告示第二十二号

左記の者は、中華民国の国籍を有するところ、国籍法第十條の規定によつて、日本国籍を離脱した。

昭和二十七年一月九日　法務総裁　木村篤太郎

本籍　福島県安達郡本宮町字上町三番地
住所　アメリカ合衆国ワシントン州シアトル市南第二十二街五百四十三　柳原　昭夫　昭和七年九月十九日生

◎法務府告示第二十三号

左記の者は、中華民国の国籍を有するところ、国籍法第十條の規定によつて、日本国籍を離脱した。

昭和二十七年一月九日　法務総裁　木村篤太郎

本籍　福島県安達郡本宮町字上町三番地
住所　アメリカ合衆国ワシントン州シアトル市南第二十二街五百四十三　柳原　昭夫　昭和七年九月十九日生

◎法務府告示第二十四号

左記の者は、中華民国の国籍を有するところ、国籍法第十條の規定によつて、日本国籍を離脱した。

昭和二十七年一月九日　法務総裁　木村篤太郎

本籍　福島県安達郡本宮町字上町三番地
住所　アメリカ合衆国ワシントン州シアトル市南第二十二街五百四十三　柳原　昭夫　昭和七年九月十九日生

◎法務府告示第二十五号

左記の者は、中華民国の国籍を有するところ、国籍法第十條の規定によつて、日本国籍を離脱した。

昭和二十七年一月九日　法務総裁　木村篤太郎

本籍　福島県安達郡本宮町字上町三番地
住所　アメリカ合衆国ワシントン州シアトル市南第二十二街五百四十三　柳原　昭夫　昭和七年九月十九日生

◎法務府告示第二十六号

左記の者は、中華民国の国籍を有するところ、国籍法第十條の規定によつて、日本国籍を離脱した。

昭和二十七年一月九日　法務総裁　木村篤太郎

本籍　福島県安達郡本宮町字上町三番地
住所　アメリカ合衆国ワシントン州シアトル市南第二十二街五百四十三　柳原　昭夫　昭和七年九月十九日生

◎法務府告示第二十七号

左記の者は、中華民国の国籍を有するところ、国籍法第十條の規定によつて、日本国籍を離脱した。

昭和二十七年一月九日　法務総裁　木村篤太郎

本籍　福島県安達郡本宮町字上町三番地
住所　アメリカ合衆国ワシントン州シアトル市南第二十二街五百四十三　柳原　昭夫　昭和七年九月十九日生

◎法務府告示第二十八号

左記の者は、中華民国の国籍を有するところ、国籍法第十條の規定によつて、日本国籍を離脱した。

昭和二十七年一月九日　法務総裁　木村篤太郎

本籍　福島県安達郡本宮町字上町三番地
住所　アメリカ合衆国ワシントン州シアトル市南第二十二街五百四十三　柳原　昭夫　昭和七年九月十九日生

◎法務府告示第二十九号

左記の者は、中華民国の国籍を有するところ、国籍法第十條の規定によつて、日本国籍を離脱した。

昭和二十七年一月九日　法務総裁　木村篤太郎

本籍　福島県安達郡本宮町字上町三番地
住所　アメリカ合衆国ワシントン州シアトル市南第二十二街五百四十三　柳原　昭夫　昭和七年九月十九日生

◎法務府告示第三十号

左記の者は、中華民国の国籍を有するところ、国籍法第十條の規定によつて、日本国籍を離脱した。

昭和二十七年一月九日　法務総裁　木村篤太郎

本籍　福島県安達郡本宮町字上町三番地
住所　アメリカ合衆国ワシントン州シアトル市南第二十二街五百四十三　柳原　昭夫　昭和七年九月十九日生

◎法務府告示第三十一号

左記の者は、中華民国の国籍を有するところ、国籍法第十條の規定によつて、日本国籍を離脱した。

昭和二十七年一月九日　法務総裁　木村篤太郎

本籍　福島県安達郡本宮町字上町三番地
住所　アメリカ合衆国ワシントン州シアトル市南第二十二街五百四十三　柳原　昭夫　昭和七年九月十九日生

◎法務府告示第三十二号

左記の者は、中華民国の国籍を有するところ、国籍法第十條の規定によつて、日本国籍を離脱した。

昭和二十七年一月九日　法務総裁　木村篤太郎

本籍　福島県安達郡本宮町字上町三番地
住所　アメリカ合衆国ワシントン州シアトル市南第二十二街五百四十三　柳原　昭夫　昭和七年九月十九日生

◎法務府告示第三十三号

左記の者は、中華民国の国籍を有するところ、国籍法第十條の規定によつて、日本国籍を離脱した。

昭和二十七年一月九日　法務総裁　木村篤太郎

本籍　福島県安達郡本宮町字上町三番地
住所　アメリカ合衆国ワシントン州シアトル市南第二十二街五百四十三　柳原　昭夫　昭和七年九月十九日生

◎法務府告示第三十四号

左記の者は、中華民国の国籍を有するところ、国籍法第十條の規定によつて、日本国籍を離脱した。

昭和二十七年一月九日　法務総裁　木村篤太郎

本籍　福島県安達郡本宮町字上町三番地
住所　アメリカ合衆国ワシントン州シアトル市南第二十二街五百四十三　柳原　昭夫　昭和七年九月十九日生

◎法務府告示第三十五号

左記の者は、中華民国の国籍を有するところ、国籍法第十條の規定によつて、日本国籍を離脱した。

昭和二十七年一月九日　法務総裁　木村篤太郎

本籍　福島県安達郡本宮町字上町三番地
住所　アメリカ合衆国ワシントン州シアトル市南第二十二街五百四十三　柳原　昭夫　昭和七年九月十九日生

◎法務府告示第三十六号

左記の者は、中華民国の国籍を有するところ、国籍法第十條の規定によつて、日本国籍を離脱した。

昭和二十七年一月九日　法務総裁　木村篤太郎

本籍　福島県安達郡本宮町字上町三番地
住所　アメリカ合衆国ワシントン州シアトル市南第二十二街五百四十三　柳原　昭夫　昭和七年九月十九日生

◎法務府告示第三十七号

左記の者は、中華民国の国籍を有するところ、国籍法第十條の規定によつて、日本国籍を離脱した。

昭和二十七年一月九日　法務総裁　木村篤太郎

本籍　福島県安達郡本宮町字上町三番地
住所　アメリカ合衆国ワシントン州シアトル市南第二十二街五百四十三　柳原　昭夫　昭和七年九月十九日生

◎法務府告示第三十八号

左記の者は、中華民国の国籍を有するところ、国籍法第十條の規定によつて、日本国籍を離脱した。

昭和二十七年一月九日　法務総裁　木村篤太郎

本籍　福島県安達郡本宮町字上町三番地
住所　アメリカ合衆国ワシントン州シアトル市南第二十二街五百四十三　柳原　昭夫　昭和七年九月十九日生

◎法務府告示第三十九号

左記の者は、中華民国の国籍を有するところ、国籍法第十條の規定によつて、日本国籍を離脱した。

昭和二十七年一月九日　法務総裁　木村篤太郎

本籍　福島県安達郡本宮町字上町三番地
住所　アメリカ合衆国ワシントン州シアトル市南第二十二街五百四十三　柳原　昭夫　昭和七年九月十九日生

◎法務府告示第四十号

左記の者は、中華民国の国籍を有するところ、国籍法第十條の規定によつて、日本国籍を離脱した。

昭和二十七年一月九日　法務総裁　木村篤太郎

本籍　福島県安達郡本宮町字上町三番地
住所　アメリカ合衆国ワシントン州シアトル市南第二十二街五百四十三　柳原　昭夫　昭和七年九月十九日生

◎法務府告示第四十一号

左記の者は、中華民国の国籍を有するところ、国籍法第十條の規定によつて、日本国籍を離脱した。

昭和二十七年一月九日　法務総裁　木村篤太郎

本籍　福島県安達郡本宮町字上町三番地
住所　アメリカ合衆国ワシントン州シアトル市南第二十二街五百四十三　柳原　昭夫　昭和七年九月十九日生

◎法務府告示第四十二号

左記の者は、中華民国の国籍を有するところ、国籍法第十條の規定によつて、日本国籍を離脱した。

昭和二十七年一月九日　法務総裁　木村篤太郎

本籍　福島県安達郡本宮町字上町三番地
住所　アメリカ合衆国ワシントン州シアトル市南第二十二街五百四十三　柳原　昭夫　昭和七年九月十九日生

◎法務府告示第四十三号

左記の者は、中華民国の国籍を有するところ、国籍法第十條の規定によつて、日本国籍を離脱した。

昭和二十七年一月九日　法務総裁　木村篤太郎

本籍　福島県安達郡本宮町字上町三番地
住所　アメリカ合衆国ワシントン州シアトル市南第二十二街五百四十三　柳原　昭夫　昭和七年九月十九日生

◎法務府告示第四十四号

左記の者は、中華民国の国籍を有するところ、国籍法第十條の規定によつて、日本国籍を離脱した。

昭和二十七年一月九日　法務総裁　木村篤太郎

本籍　福島県安達郡本宮町字上町三番地
住所　アメリカ合衆国ワシントン州シアトル市南第二十二街五百四十三　柳原　昭夫　昭和七年九月十九日生

◎法務府告示第四十五号

左記の者は、中華民国の国籍を有するところ、国籍法第十條の規定によつて、日本国籍を離脱した。

昭和二十七年一月九日　法務総裁　木村篤太郎

本籍　福島県安達郡本宮町字上町三番地
住所　アメリカ合衆国ワシントン州シアトル市南第二十二街五百四十三　柳原　昭夫　昭和七年九月十九日生

◎法務府告示第四十六号

左記の者は、中華民国の国籍を有するところ、国籍法第十條の規定によつて、日本国籍を離脱した。

昭和二十七年一月九日　法務総裁　木村篤太郎

本籍　福島県安達郡本宮町字上町三番地
住所　アメリカ合衆国ワシントン州シアトル市南第二十二街五百四十三　柳原　昭夫　昭和七年九月十九日生

◎法務府告示第四十七号

左記の者は、中華民国の国籍を有するところ、国籍法第十條の規定によつて、日本国籍を離脱した。

昭和二十七年一月九日　法務総裁　木村篤太郎

本籍　福島県安達郡本宮町字上町三番地
住所　アメリカ合衆国ワシントン州シアトル市南第二十二街五百四十三　柳原　昭夫　昭和七年九月十九日生

◎法務府告示第四十八号

左記の者は、中華民国の国籍を有するところ、国籍法第十條の規定によつて、日本国籍を離脱した。

昭和二十七年一月九日　法務総裁　木村篤太郎

本籍　福島県安達郡本宮町字上町三番地
住所　アメリカ合衆国ワシントン州シアトル市南第二十二街五百四十三　柳原　昭夫　昭和七年九月十九日生

◎法務府告示第四十九号

左記の者は、中華民国の国籍を有するところ、国籍法第十條の規定によつて、日本国籍を離脱した。

昭和二十七年一月九日　法務総裁　木村篤太郎

本籍　福島県安達郡本宮町字上町三番地
住所　アメリカ合衆国ワシントン州シアトル市南第二十二街五百四十三　柳原　昭夫　昭和七年九月十九日生

◎法務府告示第五十号

左記の者は、中華民国の国籍を有するところ、国籍法第十條の規定によつて、日本国籍を離脱した。

昭和二十七年一月九日　法務総裁　木村篤太郎

本籍　福島県安達郡本宮町字上町三番地
住所　アメリカ合衆国ワシントン州シアトル市南第二十二街五百四十三　柳原　昭夫　昭和七年九月十九日生

◎大蔵省告示第一号

社債等登録法施行令（昭和十七年勅令第四百九号）第一條第一項第二号但書の会社を次のように指定する。

昭和二十七年一月九日　法務総裁　木村篤太郎　大蔵大臣　池田　勇人

社債の名称	登録機関の名称
第七回放送債券	株式会社日本勧業銀行
小田急電鉄株式会社第二回は号物上担保付社債	株式会社日本興業銀行
日本紡績株式会社第六回ろ号物上担保付社債	同
新日本窒素肥料株式会社第二回ろ号物上担保付社債	同

◎電波監理委員会告示第十八号

無線機器型式検定規則第八條の規定により、NMD—一一〇A型無線方位測定機（昭和二十六年十一月三十日合格、検定番号第一五五六号）の型式の変更を次の通り承認した。

電波監理委員会委員長　富安　謙次

昭和二十七年一月九日

一　変更承認の年月日　昭和二十六年十二月二十五日
二　承認番号　第一五五六—四号
三　申請者の名称　日本無線株式会社
四　機器の名称及び型式　NMD—一一〇B型無線方位測定機
五　機器製造者の名称　日本無線株式会社
六　検定周波数範囲　二八五kcから五三五kcまで

◉**大蔵省告示第二十九号**

連合国財産の返還等に関する政令（昭和二十六年政令第六号）第十五條第一項の規定により、電気通信大臣に対し、左に掲げる事項を通知した。

昭和二十七年一月九日

大蔵大臣　池田　勇人

一　返還請求権者の名称及び事務所
ジェー・カルノ・アンド・カムパニー・リミテッド　兵庫県神戸市生田区海岸通一丁目二番地

二　政府所有の電話施設として提供されるべき電話施設の設置場所
兵庫県神戸市生田区元町二丁目七十一番地アルドス方

三　返還期日　昭和二十七年一月十七日

四　政府所有の電話施設として提供されるべき電話機の数
二口

五　返還要求に係る電話加入権の現在における状態
(一)兵庫　一〇一　兵庫県神戸市長田区腕塚町五丁目一七〇番地　庄野栄一
(二)兵庫　一二九　兵庫県神戸市兵庫区西宿古浜通二丁目三四番地　東長作

◉**大蔵省告示第三十号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、門司市信用金庫第七回ほがらか定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年一月九日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　門司市信用金庫第七回ほがらか定期預金
二　條件
(一)契約期間　六月
(二)預入金額　一口千円
(三)利息　付けない。
三　取扱の時期　昭和二十七年一月十日から同年二月二十九日まで。
四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権一万個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
一等	一〇、〇〇〇円	一本
二等	五〇〇	一
三等	一〇〇	一〇
四等	四〇	一〇〇
五等	二〇・二〇	一、〇〇〇
計		一〇、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年三月八日
六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年三月十七日
七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉**大蔵省告示第三十一号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、淡路信用金庫割増金附第八回福光定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年一月九日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　淡路信用金庫割増金附第八回福光定期預金
二　條件
(一)契約期間　六月
(二)預入金額　一口千円
(三)利息　付けない。
三　取扱の時期　昭和二十七年一月十日から同年三月八日まで。
四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権一万個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
特等	一〇、〇〇〇円	一本
一等	一、〇〇〇	二
二等	五〇〇	四
三等	一〇〇	六
四等	三〇	一〇〇
五等	二〇・四〇	一、〇〇〇
計		一〇、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年三月十日
六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年三月二十日
七　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉**大蔵省告示第三十二号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、長野県信用金庫信用組合第一回信用定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年一月九日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　長野県信用金庫信用組合第一回信用定期預金
二　條件
(一)契約期間　六月
(二)預入金額　一口千円
(三)利息　付けない。
三　取扱の時期　昭和二十七年一月十日から同年三月八日まで。
四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権五千個をもつて一組とし、各十組につき次のとおりとする。但し、特等及び一等は、二等のうちから定める。

等級	割増金	当せんの数
特等	五〇、〇〇〇円	一本
一等	一〇、〇〇〇	一
二等	四〇〇〇	八
三等	一、〇〇〇	一〇
四等	三〇〇	一〇〇
五等	一〇〇	一、〇〇〇
六等	四五	一〇、〇〇〇
七等	二〇・三〇	八八、八八〇
計		一〇〇、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年三月十五日
六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年三月二十五日
七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉**大蔵省告示第三十三号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、須崎信用金庫割増金附第五回にこにこ定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年一月九日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　須崎信用金庫割増金附第五回にこにこ定期預金
二　條件
(一)契約期間　一年
(二)預入金額　一口千円
(三)利息　付けない。
三　取扱の時期　昭和二十七年一月十日から同年二月二十五日まで。
四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権三千個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
特等	一〇、〇〇〇円	一本
一等	五、〇〇〇	一
二等	一、〇〇〇	二
三等	一〇〇	六
四等	六〇	六〇〇
五等	四四	二、三三一
計		三、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年三月八日
六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年三月十三日
七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉**大蔵省告示第三十四号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、愛知県農協第十回愛農定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年一月九日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　愛知県農協第十回愛農定期貯金
二　條件
(一)契約期間　六月
(二)預入金額　一口千円
(三)利息　付けない。
三　取扱の時期　昭和二十七年一月十九日まで。
四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権五千個をもつて一組とし、各百組につき次

のとおりとする。但し、愛農賞及び特賞は、一等のうちから定める。

等級	割増金	当せんの数
愛農賞	一〇〇、〇〇〇円	一本
特賞	三〇、〇〇〇	九
一等	三、〇〇〇	九〇
二等	三〇〇	五〇〇
三等	一〇〇	五、〇〇〇
四等	三二	一〇〇、〇〇〇
五等	二〇	三九四、四〇〇
計		五〇〇、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年三月九日
六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年三月十九日
七　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉**大蔵省告示第三十五号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、山口県農協第五回栄定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年一月九日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　山口県農協第五回栄定期貯金
二　條件
(一)契約期間　六月
(二)預入金額　一口五百円
(三)利息　付けない。
三　取扱の時期　昭和二十七年一月十日から同年三月十日まで。
四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権二万個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
一等	六〇、〇〇〇円	一本
二等	一〇、〇〇〇	一
三等	一、〇〇〇	一〇
四等	五〇〇	二〇
五等	一五	二、〇〇〇
六等	七	一七、九六八
計		二〇、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年三月二十三日
六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年四月一日
七　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

正誤

昭和二十六年十二月二十九日公布労働省令第三十二号中改正別表群馬県の部のうち「前橋公共職業安定所」の下に「及び渋川公共職業安定所」を加えるはずの誤り。　労働省官報報告主任

昭和二十六年十二月十五日公布総理府令第五十一号（恩給法の一部を改正する法律附則第三項及び第六項に規定する恩給の改定等に関する手続）中第一條二行『第三百六号。以』は『第三百六号。以』の、第九條二行「恩給の改定等」のいずれも誤植

叙任及び辞令

○総理府

◉昭和二十六年十二月二十九日

高田　末吉

運輸大臣秘書官に任命する

二級に叙する

◉昭和二十七年一月四日

検事　大島　功

法務総裁秘書官に任命する

二級に叙する

法務総裁秘書官　永野　嚴雄

願に依り本官を免ずる（一月四日）

○法務府

◉昭和二十六年十二月二十八日

検察事務官　小川　操
同　小坂　敬之
法務府事務官　佐野　吾作
検察事務官　高市　益見
同　渡辺　利雄
同　三浦柏太郎
同　上杉新太郎

副検事に任命する

二級に叙する

検事に任命する

二級に叙する

検事　村上　則忠

願により本官を免ずる（二十六年十二月二十七日）

副検事　小川　操
東京区検察庁副検事に補する　同　小坂　敬之
水戸区検察庁副検事に補する　佐野　吾作
栃木区検察庁副検事兼宇都宮区検察庁副検事に補する　同　高市　益見
岡山区検察庁副検事に補する　同　渡辺　利雄
盛岡区検察庁副検事に補する　同　三浦柏太郎
青森区検察庁副検事に補する　同　上杉新太郎
岩見沢区検察庁副検事に補する　谷村区検察庁副検事兼大月区検察庁副検事　柴田　宗治
東京区検察庁副検事に補する　蓊岡区検察庁副検事　佐藤　正司
甲府区検察庁副検事に補する　台東区検察庁副検事　神宮加壽美
横浜区検察庁副検事に補する　検事　得津良之助
静岡地方検察庁検事に補する　検事　得津良之助
検察研究所研究官検事　古川健次郎
検務局財政課長補佐に充てる　名古屋高等検察庁検事　川井　英良
東京地方検察庁検事に補する　仙台高等検察庁検事　片岡　平太
名古屋高等検察庁検事に補する　東京地方検察庁検事　屋代　春雄
仙台高等検察庁検事に補する　松村　禎彦
東京高等検察庁検事に補する　東京高等検察庁検事　八木　新治
東京地方検察庁検事に補する　東京地方検察庁八王子支部勤務を命ずる　敦賀区検察庁副検事兼福井区検察庁副検事に補する（以上二十六年十二月二十八日）

官庁事項

○労働省

◉**四鉄本局庁舎防災に関する調停についての公表**　昭和二十六年十一月二十六日国鉄労働組合四鉄支部執行委員長より左の事項に関し調停申請あり、高松地方国有鉄道調停委員会は十二月二十七日第四十七回委員会で審議の結果公共企業体労働関係法第二十四條第二号の規定に基きこの調停を行うことを決議したので公共企業体労働関係法施行令第七條の規定によつてこれを公表する。

一、関係当事者
使用者側　日本国有鉄道四国鉄道管理局
組合側　国鉄労働組合四鉄支部
二、調停申請事項　四鉄本局庁舎防災について
三、調停申請のあつた日　昭和二十六年十一月二十六日
四、調停開始年月日　昭和二十六年十二月二十七日
昭和二十六年十二月二十七日
高松地方国有鉄道調停委員会
委員長　赤羽　広志

○最高裁判所

◉**刑事補償法による補償決定の公示**

刑事補償決定要旨

鹿児島県熊毛郡中種子町野間一三七三　請求人　田元　留次
右代理人弁護士　仁礼　愛之
右請求人は、窃盗被告事件について、昭和二十六年六月一日当裁判所において無罪の判決を受けたので、同人

公示送達休廷事項

○日本国有鉄道

◉日本国有鉄道公示第1号

昭和27年1月10日から信越本線御代田・小諸間に次の停車場を設置し、旅客、手荷物及び小荷物の取扱を開始する。但し、配達の取次はしない。

昭和27年1月9日　日本国有鉄道総裁　長崎惣之助

停車場名	所在地	キロ程
平原	長野県北佐久郡南大井村大字平原	御代田・平原間 5.7キロメートル 平原・小諸間 3.7〃

法務府公告

○押収物還付公告

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九條により公告する。

横浜地検検察庁

押収番号	換価金	被疑者氏名
昭和二十六年一〇九号	円	
二	三	不詳
二	三	〃
二	三	〃
二	三	〃

昭27・1・9・

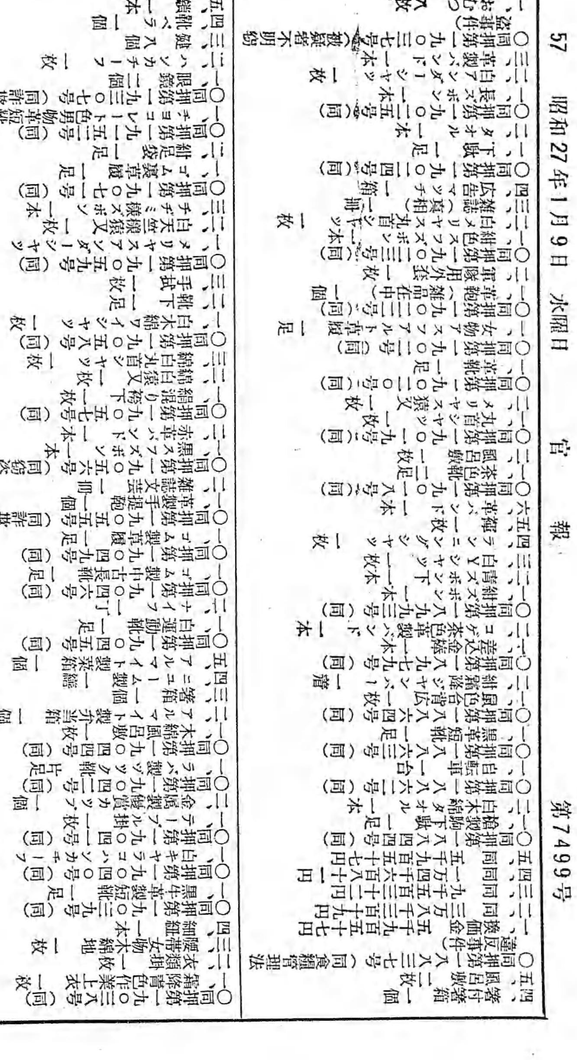

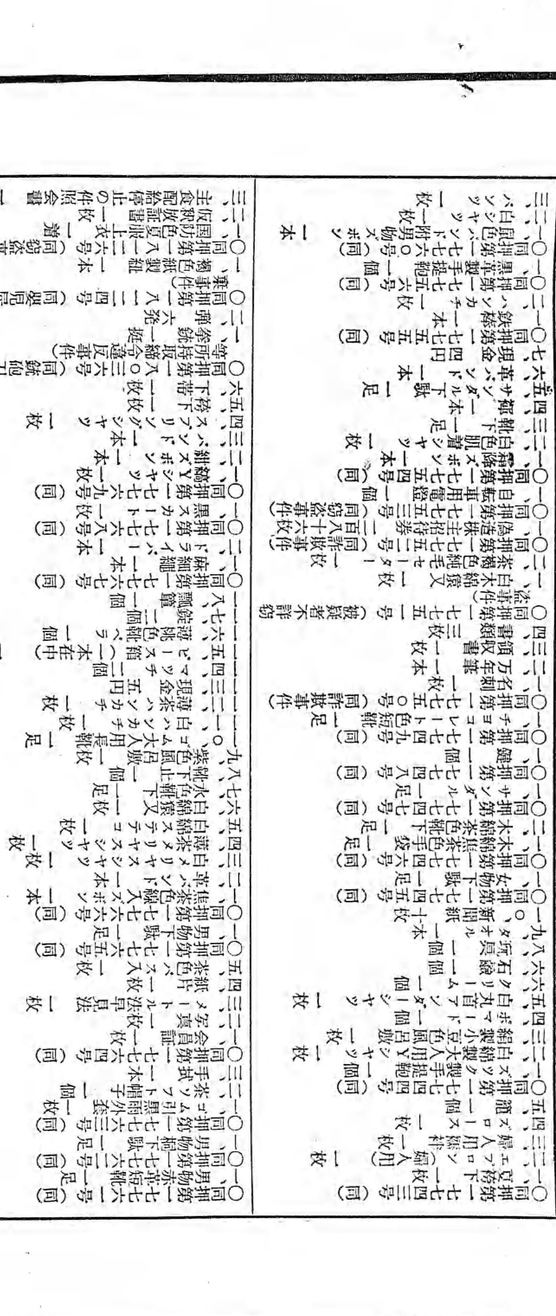

第7499号

昭27.1.9. 第7499号

○同押第一七四九七号（渡辺敬吉詐欺事件）
一、契約書　一通
二、地主承諾書　一通
三、協定書　一通
○同押第一七〇八号（宮丸仙太郎同）
一、計算書　一枚
二、車扱貨物通知書　一枚
三、為替手形　二枚
四、証明書
○同押第一九四一号（有賀秀久贈賄公印不正使用事件）
十、収賄公印不正使用書　一個
十一、領収証書　一枚
十二、葉書　六十五枚
○同押第二六三二一号（江塚義郎詐欺事件）
七、異動副票　十一枚
○同押第二六三二五号（関真吾同）
一、督促葉書　百二十七枚
二、同封書　十八通
○同押第三九〇八六号（滝沢美之助同）
一、家庭用主要食糧購入通帳　一冊
○同押第三九一五七号（文基沢恐喝事件）
一、牛皮赤手提鞄　一個
二、男物木綿浴衣　一枚
三、男帯　一本
四、西洋剃刀　一丁
五、ライター　一個
六、風呂敷　一枚
○同押第三九二六四号（公文仲次郎富籤事件）
七、富籤　約一千四百三十八枚
八、現金　二枚
九、宝籤　三千十六枚
十、富籤　三百十五枚
十一、ポスター　十二枚
十二、ポール箱　一個
十三、紙ばさみ　一個
十四、現金　一千五百円
十五、現金　二三三号（上田重男外二名詐欺事件）
○同押第四五二三三号（小切手　一枚
○名詐欺事件）
六、現金　三百六十五円
○同押第四六二三九号（杉谷一雄賍物故買事件）
九、名刺　一枚
十、風呂敷　一枚
十一、作業服　一枚
十二、白布靴　一足
○同押第四六二二号（中村君江詐欺事件）
十三、未遂事件　一個
○同押第一五六三〇号（真鍋政則窃盗事件）
一、国防色学生服　一枚
二、白ズック靴　一足
○同押第一八二四〇号（金田はな同）
一、現金　一千百二円五十銭
二、指環　一個
○同押第三二六〇一号（谷明人殺人事件）
一、ネクタイ　一本
二、ワイシャツ　一枚
三、背広上衣　一枚
四、ランニングシャツ　一枚
五、白猿又　一枚
六、バイブ　一個
七、ベルト　一個
八、名刺　十枚
九、手帳　一冊
十、マッチ　二個
十一、紙片　七枚
十二、現金　八十五円
十三、靴下　一足
十四、ズボン　一本
十五、短靴　一足
十六、同　紐　一本
十七、革ハンドバック　一個
十八、財布　一足
十九、化粧具　一個
二十、指環　一個
二十一、背広上衣　一枚
○同押第四一九一七号（森兎一窃盗事件）
一、ワイシャツ　一枚
二、ベンシル　二本
三、万年筆　一本
○同押第五三七七三号（田丸繁同）
一、革製手袋　一双
二、同　一箱
○昭和二十五年押第一四六〇号（河村伍同）
一、トランク　二個
二、同　背広　一着
三、同　一着

○昭和二十四年押第八八〇七号（横田吉治窃盗事件）
一、現金　六十二円八十九銭
二、幕　一個
三、洗面袋　一個
四、手帳　二冊
五、現金　九十一円五十銭
六、財布　一個
七、現金　九千九百八十五円
八、入場券　一枚
九、名刺　一枚
十、風呂敷　一枚
十一、作業服　一枚
十二、白布靴　一足
○同押第四六二一〇二号（中村君江詐欺事件）
十三、未遂事件　一個
○同押第一五六三〇号（真鍋政則窃盗事件）
一、国防色学生服　一枚
二、白ズック靴　一足
○同押第一八二四〇号（金田はな同）
一、現金　一千百二円五十銭
二、指環　一個
○同押第三二六〇一号（谷明人殺人事件）
一、ネクタイ　一本
二、ワイシャツ　一枚
三、背広上衣　一枚
四、ランニングシャツ　一枚
五、白猿又　一枚
六、バイブ　一個
七、ベルト　一個
八、名刺　十枚
九、手帳　一冊
十、マッチ　二個
十一、紙片　七枚
十二、現金　八十五円
十三、靴下　一足
十四、ズボン　一本
十五、短靴　一足
十六、同　紐　一本
十七、革ハンドバック　一個
十八、財布　一足
十九、化粧具　一個
二十、指環　一個
二十一、背広上衣　一枚
○同押第四一九一七号（森兎一窃盗事件）
一、ワイシャツ　一枚
二、ベンシル　二本
三、万年筆　一本
○同押第五三七七三号（田丸繁同）
一、革製手袋　一双
二、同　一箱
○昭和二十五年押第一四六〇号（河村伍同）
一、トランク　二個
二、同　背広　一着
三、同　一着

○同押第一七四九七号（渡辺敬吉詐欺事件）
一、契約書　一通
二、地主承諾書　一通
三、協定書　一通
○同押第一七〇八号（宮丸仙太郎同）
一、計算書　一枚
二、車扱貨物通知書　一枚
三、為替手形　二枚
四、証明書
○同押第一九四一号（有賀秀久贈賄公印不正使用事件）
十、収賄公印不正使用書　一個
十一、領収証書　一枚
十二、葉書　六十五枚
○同押第二六三二一号（江塚義郎詐欺事件）
七、異動副票　十一枚
○同押第二六三二五号（関真吾同）
一、督促葉書　百二十七枚
二、同封書　十八通
○同押第三九〇八六号（滝沢美之助同）
一、家庭用主要食糧購入通帳　一冊
○同押第三九一五七号（文基沢恐喝事件）
一、牛皮赤手提鞄　一個
二、男物木綿浴衣　一枚
三、男帯　一本
四、西洋剃刀　一丁
五、ライター　一個
六、風呂敷　一枚
○同押第三九二六四号（公文仲次郎富籤事件）
七、富籤　約一千四百三十八枚
八、現金　二枚
九、宝籤　三千十六枚
十、富籤　三百十五枚
十一、ポスター　十二枚
十二、ポール箱　一個
十三、紙ばさみ　一個
十四、現金　一千五百円
十五、現金　二三三号（上田重男外二名詐欺事件）
○同押第四五二三三号（小切手　一枚
○名詐欺事件）
六、現金　三百六十五円
○同押第四六二三九号（杉谷一雄賍物故買事件）
九、名刺　一枚
十、風呂敷　一枚
十一、作業服　一枚
十二、白布靴　一足
○同押第四六二二号（中村君江詐欺事件）
十三、未遂事件　一個
○同押第一五六三〇号（真鍋政則窃盗事件）
一、国防色学生服　一枚
二、白ズック靴　一足
○同押第一八二四〇号（金田はな同）
一、現金　一千百二円五十銭
二、指環　一個
○同押第三二六〇一号（谷明人殺人事件）
一、ネクタイ　一本
二、ワイシャツ　一枚
三、背広上衣　一枚
四、ランニングシャツ　一枚
五、白猿又　一枚
六、バイブ　一個
七、ベルト　一個
八、名刺　十枚
九、手帳　一冊
十、マッチ　二個
十一、紙片　七枚
十二、現金　八十五円
十三、靴下　一足
十四、ズボン　一本
十五、短靴　一足
十六、同　紐　一本
十七、革ハンドバック　一個
十八、財布　一足
十九、化粧具　一個
二十、指環　一個
二十一、背広上衣　一枚
○同押第四一九一七号（森兎一窃盗事件）
一、ワイシャツ　一枚
二、ベンシル　二本
三、万年筆　一本
○同押第五三七七三号（田丸繁同）
一、革製手袋　一双
二、同　一箱
○昭和二十五年押第一四六〇号（河村伍同）
一、トランク　二個
二、同　背広　一着
三、同　一着

○同押第一八七一四号（近藤利雄医師詐欺事件）
一、本部
○昭和二十二年押第一二三九号（製薬師川孝五郎除外二名物資需給調整法違反事件）
一、御勅定拵　二枚
二、御仕入勅定拵表　一枚
三、値入伝票
四、押売入金票　三枚
五、明細表　六枚
六、ガラ紡毛布　一枚
○同押第二四〇五号（一瀬光男物価統制令違反事件）
一、洋服上下　一着
二、メガホン　一枚
三、同押第一七九八七号（大原喜久男同）
○同押第一三一七号（安井都政をつく会社外四名同）
一、売約証　一枚
○同押第一八八二号（斎藤魚治郎同）
一、換価金　四十八円
二、昭和二十年押第四七一一号（貴木キイ臨時物資需給調整法違反事件）
○同押第三一五一一枚
一、同　百十円
二、乗車券　一枚
○同押第三一八七二号（豊原誠三外一名同）
一、空罐　一個
二、同押第四七〇八号（稲井田初吉外四名物価統制令違反事件）
三、出金伝票　一枚
四、換価金　一万五千二百九十七円二十銭
○同　四万九千七百六十三円二十八銭
○同　二万三千七百十九円四十一銭
○同押第四二一五八号（近藤広吉地代家賃統制令違反事件）
五、契約書　一通
六、同　一通
七、同　一通
八、同　一通
九、同　一通
十、所領収書　一通
十一、契約書　一通
十二、契約書　一通
○昭和二十四年押第一二三四七八号（佐藤市太郎外二名物価統制令違反事件）
一、換価金　食糧管理法違反事件）
○昭和二十五年押第九三七七七号（佐々木光三郎同）
一、同　九百六十七円四銭
○昭和二十九年押第一六四二号（入江甲一窃盗事件）
一、リックサック　一個
二、木綿袋　一枚
○昭和二十三年押第一六九四号（加瀬清雄同）
一、黒短靴　一足
○同押第二六五五一号（安田五百二郎窃盗事件）
一、雑誌　三十部

○昭和二十五年押第五四二号（中里楠次郎脅迫恐喝事件）
一、ナイフ　一丁
○同押第一〇〇六号（小野幸雄強盗殺人事件）
四、十三、下駄　一足
○同押第二一四八号（山本和夫窃盗事件）
一、小切手　一枚
○同押第四七五一号（李興白詐欺事件）
一、米領事館発行身分証明書　一枚
○同押第五九一八号（川野良啓脅迫事件）
一、小刀　一丁
○同押第一四三一八号（山田達男詐欺事件）
一、乗車券　一枚
○同押第一六六六号（益子徳重同）
○同押第一六七五〇号（小林義夫窃盗事件）
一、サンダル　半足
○同押第一六七七二号（小島良助窃盗事件）
二、カーキ色シャツ　一枚
○同押第一七二〇八号（遊橋敏男同）
○同押第一七三四九号（近沢力雄窃盗）
○公文書偽造行使事件
○郵便貯金通帳　一冊
○昭和二十三年押第一六一二五号（田中銀太郎、昭和二十二年政令一六五号違反事件）
二、青色作業ズボン　一本
○昭和二十五年押第三二〇〇号（長洋一外二名、売春等取締条例違反事件）
一、現金　一千円
○同押第一九八五号（宮島敏子外一名同）
一、三百円
○同押第一八八五一号（中野忠次郎貸業等取締に関する法律違反事件）
一、領収書　一枚
二、証書　一枚
○同押第二二五九四号（塩野政雄外二名政令三一一号違反事件）（昭和二十一年ポスター）　四枚
○新聞　一部
○党費集金簿帳　一部
○アカハタ、ウイークリイ　一部
五、ポスター　二十枚

○同押第一一二七一号（妨害者不詳同）
一、パンフレット安井都政をつく会部
二、ビラ　十枚
三、パンフレット　十六部
四、ビラ　十三枚
五、パンフレット　十部
六、ビラ　十六枚
○同押第一三一七号（大原喜久男同）
都政批判（安井都政をつく）　一冊
○同押第一四七七号（野田義人同）
○都政批判創刊号　六十一部
○同押第一四八二号（富沢義光同）
一、名刺　一枚
○同押第一九三九号（佐々木時子売春取締に関する条例違反事件）
一、現金　二百五十円
○同押第一一二〇三号（関口安道飲食蘊味覆整法違反事件）
一、換価金　三百円
○同押第一二六五〇号（森田きくゑ売春等取締条例違反事件）
一、現金　百円
○同押第一三二〇六号（木村五郎銃砲刀剣類取締令違反事件）
一、レ首　一振
○同押第一四〇八九号（森田文子外一名売春等取締条例違反事件）
一、現金　千二百円
○同押第一四六〇号（曾田仙長外国人登録令違反事件）
一、証明書　一通
○同押第四四二一四七号（大久保福江売春等取締条例違反事件）
一、現金　百五十円
○同押第一八一〇七号（内田芳雄銃砲刀剣類等所持取締令違反事件）
一、日本刀　一振
○同押第一八二〇六号（佐藤静子外一名売春等取締条例違反事件）
一、現金　三百円
○同押第一八九二号（古野繁吉物営業取締法違反事件）
一、真鍮燭立　二個
二、同神酒徳利　二個
三、同ローソク立　二個
○同押第一八六二八号（溝口陽子医師法違反事件）
一、注射器　一本
二、注射液　二本
三、ポスター　二本
○同押第一八六五四号（熊田吉泰銃砲刀剣類等取締条例違反事件）
一、刀　一本

○同押第一一二七一号（妨害者不詳同）
一、パンフレット安井都政をつく会部
二、ビラ　十枚
三、パンフレット　十六部
四、ビラ　十三枚
五、パンフレット　十部
六、ビラ　十六枚
○同押第一三一七号（大原喜久男同）
都政批判（安井都政をつく）　一冊
○同押第一四七七号（野田義人同）
○都政批判創刊号　六十一部
○同押第一四八二号（富沢義光同）
一、名刺　一枚
○同押第一九三九号（佐々木時子売春取締に関する条例違反事件）
一、現金　二百五十円
○同押第一一二〇三号（関口安道飲食蘊味覆整法違反事件）
一、換価金　三百円
○同押第一二六五〇号（森田きくゑ売春等取締条例違反事件）
一、現金　百円
○同押第一三二〇六号（木村五郎銃砲刀剣類取締令違反事件）
一、レ首　一振
○同押第一四〇八九号（森田文子外一名売春等取締条例違反事件）
一、現金　千二百円
○同押第一四六〇号（曾田仙長外国人登録令違反事件）
一、証明書　一通
○同押第四四二一四七号（大久保福江売春等取締条例違反事件）
一、現金　百五十円
○同押第一八一〇七号（内田芳雄銃砲刀剣類等所持取締令違反事件）
一、日本刀　一振
○同押第一八二〇六号（佐藤静子外一名売春等取締条例違反事件）
一、現金　三百円
○同押第一八九二号（古野繁吉物営業取締法違反事件）
一、真鍮燭立　二個
二、同神酒徳利　二個
三、同ローソク立　二個
○同押第一八六二八号（溝口陽子医師法違反事件）
一、注射器　一本
二、注射液　二本
○同押第一八六五四号（熊田吉泰銃砲刀剣類等取締条例違反事件）
一、刀　一本

○同押第一八七一四号（近藤利雄医師詐欺事件）
一、本部
○昭和二十二年押第一二三九号（製薬師川孝五郎除外二名物資需給調整法違反事件）
一、御勅定拵　二枚
二、御仕入勅定拵表　一枚
三、値入伝票
四、押売入金票　三枚
五、明細表　六枚
六、ガラ紡毛布　一枚
○同押第二四〇五号（一瀬光男物価統制令違反事件）
一、洋服上下　一着
二、メガホン　一枚
三、同押第一七九八七号（大原喜久男同）
○同押第一三一七号（安井都政をつく会社外四名同）
一、売約証　一枚
○同押第一八八二号（斎藤魚治郎同）
一、換価金　四十八円
二、昭和二十年押第四七一一号（貴木キイ臨時物資需給調整法違反事件）
○同押第三一五一一枚
一、同　百十円
二、乗車券　一枚
○同押第三一八七二号（豊原誠三外一名同）
一、空罐　一個
二、同押第四七〇八号（稲井田初吉外四名物価統制令違反事件）
三、出金伝票　一枚
四、換価金　一万五千二百九十七円二十銭
○同　四万九千七百六十三円二十八銭
○同　二万三千七百十九円四十一銭
○同押第四二一五八号（近藤広吉地代家賃統制令違反事件）
五、契約書　一通
六、同　一通
七、同　一通
八、同　一通
九、所領収書　一通
十、契約書　一通
十一、契約書　一通
十二、契約書　一通
○昭和二十四年押第一二三四七八号（佐藤市太郎外二名物価統制令違反事件）
一、換価金　食糧管理法違反事件）
○昭和二十五年押第九三七七七号（佐々木光三郎同）
一、同　九百六十七円四銭
○昭和二十九年押第一六四二号（入江甲一窃盗事件）
一、リックサック　一個
二、木綿袋　一枚
○昭和二十三年押第一六九四号（加瀬清雄同）
一、黒短靴　一足
○同押第二六五五一号（安田五百二郎窃盗事件）
一、雑誌　三十部

○昭和二十四年押第八八〇七号（横田吉治窃盗事件）
一、現金　六十二円八十九銭
二、幕　一個
三、洗面袋　一個
四、手帳　二冊
五、現金　九十一円五十銭
六、財布　一個
七、現金　九千九百八十五円
八、入場券　一枚
九、名刺　一枚
十、風呂敷　一枚
十一、作業服　一枚
十二、白布靴　一足
○同押第四六二二号（中村君江詐欺事件）
十三、未遂事件　一個
○同押第一五六三〇号（真鍋政則窃盗事件）
一、国防色学生服　一枚
二、白ズック靴　一足
○同押第一八二四〇号（金田はな同）
一、現金　一千百二円五十銭
二、指環　一個
○同押第三二六〇一号（谷明人殺人事件）
一、ネクタイ　一本
二、ワイシャツ　一枚
三、背広上衣　一枚
四、ランニングシャツ　一枚
五、白猿又　一枚
六、バイブ　一個
七、ベルト　一個
八、名刺　十枚
九、手帳　一冊
十、マッチ　二個
十一、紙片　七枚
十二、現金　八十五円
十三、靴下　一足
十四、ズボン　一本
十五、短靴　一足
十六、同　紐　一本
十七、革ハンドバック　一個
十八、財布　一足
十九、化粧具　一個
二十、指環　一個
二十一、背広上衣　一枚
○同押第四一九一七号（森兎一窃盗事件）
一、ワイシャツ　一枚
二、ベンシル　二本
三、万年筆　一本
○同押第五三七七三号（田丸繁同）
一、革製手袋　一双
二、同　一箱
○昭和二十五年押第一四六〇号（河村伍同）
一、トランク　二個
二、同　背広　一着
三、同　一着

○昭和二十四年押第八八〇七号（横田吉治窃盗事件）
一、現金　六十二円八十九銭
二、幕　一個
三、洗面袋　一個
四、手帳　二冊
五、現金　九十一円五十銭
六、財布　一個
七、現金　九千九百八十五円
八、入場券　一枚
九、名刺　一枚
十、風呂敷　一枚
十一、作業服　一枚
十二、白布靴　一足
○同押第四六二二号（中村君江詐欺事件）
十三、未遂事件　一個
○同押第一五六三〇号（真鍋政則窃盗事件）
一、国防色学生服　一枚
二、白ズック靴　一足
○同押第一八二四〇号（金田はな同）
一、現金　一千百二円五十銭
二、指環　一個
○同押第三二六〇一号（谷明人殺人事件）
一、ネクタイ　一本
二、ワイシャツ　一枚
三、背広上衣　一枚
四、ランニングシャツ　一枚
五、白猿又　一枚
六、バイブ　一個
七、ベルト　一個
八、名刺　十枚
九、手帳　一冊
十、マッチ　二個
十一、紙片　七枚
十二、現金　八十五円
十三、靴下　一足
十四、ズボン　一本
十五、短靴　一足
十六、同　紐　一本
十七、革ハンドバック　一個
十八、財布　一足
十九、化粧具　一個
二十、指環　一個
二十一、背広上衣　一枚
○同押第四一九一七号（森兎一窃盗事件）
一、ワイシャツ　一枚
二、ベンシル　二本
三、万年筆　一本
○同押第五三七七三号（田丸繁同）
一、革製手袋　一双
二、同　一箱
○昭和二十五年押第一四六〇号（河村伍同）
一、トランク　二個
二、同　背広　一着
三、同　一着

○同押第一三一五五一号（田中半吉業務上横領事件）
四、委任状　一通
十六、送状　一枚
十七、委任状　一枚
十八、名刺　一枚
十九、木印　一個
二十、同押第三二八六七号（宝城衛傷害事件）
○同押第一三八二二号（小古間清住居侵入事件）
一、南京錠　一個
○同押第三四八六八号（鈴木倉太郎詐欺事件）
一、受領書　一枚
二、ハガキ　一枚
三、内容見本　一枚
○同押第三五二七四号（降矢通和同）
一、名刺　一枚
二、借用証　一枚
○同押第三六四九四九号（宮崎善吉窃盗事件）
一、ナイフ　一丁
二、現金　一円十一円五十銭
三、刺箭　二枚
四、名刺　一枚
五、紙片　一枚
○同押第三三七九〇二号（柳川載蕉傷害事件）
一、銃　一丁
○同押第三六〇〇〇号（山口豊窃盗未遂事件）
一、国電乗車券　一枚
二、同押第三八三六二号（保坂真睦賍物故買事件）
三、操人リボン　十二本
四、同　一本
五、手提袋　一個
○同押第三八四〇九号（青木徳夫遺失物横領事件）
一、地下足袋　一枚
○同押第三八九六四九号（黒崎光雄住居侵入事件）
一、南京錠　一個
二、小刀　一丁
○同押第二七一一三号（清水広食糧管理法違反事件）
一、自転車　一台
○同押第二七四六七号（佐伯秀三業務上横領事件）
一、出金伝票　一枚
○同押第二九二〇一号（吉原泰博逃亡事件）
一、ハンドバック　一個
二、自転車　一台
○同押第三一二三五〇号（柴山利亜傷害事件）
一、鉄鍋　一本

○同押第一三一五五一号（田中半吉業務上横領事件）
四、委任状　一通
十六、送状　一枚
十七、委任状　一枚
十八、名刺　一枚
十九、木印　一個
二十、同押第三二八六七号（宝城衛傷害事件）
○同押第一三八二二号（小古間清住居侵入事件）
一、南京錠　一個
○同押第三四八六八号（鈴木倉太郎詐欺事件）
一、受領書　一枚
二、ハガキ　一枚
三、内容見本　一枚
○同押第三五二七四号（降矢通和同）
一、名刺　一枚
二、借用証　一枚
○同押第三六四九四九号（宮崎善吉窃盗事件）
一、ナイフ　一丁
二、現金　一円十一円五十銭
三、刺箭　二枚
四、名刺　一枚
五、紙片　一枚
○同押第三三七九〇二号（柳川載蕉傷害事件）
一、銃　一丁
○同押第三六〇〇〇号（山口豊窃盗未遂事件）
一、国電乗車券　一枚
二、同押第三八三六二号（保坂真睦賍物故買事件）
三、操人リボン　十二本
四、同　一本
五、手提袋　一個
○同押第三八四〇九号（青木徳夫遺失物横領事件）
一、地下足袋　一枚
○同押第三八九六四九号（黒崎光雄住居侵入事件）
一、南京錠　一個
二、小刀　一丁
○同押第二七一一三号（清水広食糧管理法違反事件）
一、自転車　一台
○同押第二七四六七号（佐伯秀三業務上横領事件）
一、出金伝票　一枚
○同押第二九二〇一号（吉原泰博逃亡事件）
一、ハンドバック　一個
二、自転車　一台
○同押第三一二三五〇号（柴山利亜傷害事件）
一、鉄鍋　一本

○同押第一三一五五一号（田中半吉業務上横領事件）
四、委任状　一通
十六、送状　一枚
十七、委任状　一枚
十八、名刺　一枚
十九、木印　一個
二十、同押第三二八六七号（宝城衛傷害事件）
○同押第一三八二二号（小古間清住居侵入事件）
一、南京錠　一個
○同押第三四八六八号（鈴木倉太郎詐欺事件）
一、受領書　一枚
二、ハガキ　一枚
三、内容見本　一枚
○同押第三五二七四号（降矢通和同）
一、名刺　一枚
二、借用証　一枚
○同押第三六四九四九号（宮崎善吉窃盗事件）
一、ナイフ　一丁
二、現金　一円十一円五十銭
三、刺箭　二枚
四、名刺　一枚
五、紙片　一枚
○同押第三三七九〇二号（柳川載蕉傷害事件）
一、銃　一丁
○同押第三六〇〇〇号（山口豊窃盗未遂事件）
一、国電乗車券　一枚
二、同押第三八三六二号（保坂真睦賍物故買事件）
三、操人リボン　十二本
四、同　一本
五、手提袋　一個
○同押第三八四〇九号（青木徳夫遺失物横領事件）
一、地下足袋　一枚
○同押第三八九六四九号（黒崎光雄住居侵入事件）
一、南京錠　一個
二、小刀　一丁
○同押第二七一一三号（清水広食糧管理法違反事件）
一、自転車　一台
○同押第二七四六七号（佐伯秀三業務上横領事件）
一、出金伝票　一枚
○同押第二九二〇一号（吉原泰博逃亡事件）
一、ハンドバック　一個
二、自転車　一台
○同押第三一二三五〇号（柴山利亜傷害事件）
一、鉄鍋　一本

○同押第一三一五五一号（田中半吉業務上横領事件）
四、委任状　一通
十六、送状　一枚
十七、委任状　一枚
十八、名刺　一枚
十九、木印　一個
二十、同押第三二八六七号（宝城衛傷害事件）
○同押第一三八二二号（小古間清住居侵入事件）
一、南京錠　一個
○同押第三四八六八号（鈴木倉太郎詐欺事件）
一、受領書　一枚
二、ハガキ　一枚
三、内容見本　一枚
○同押第三五二七四号（降矢通和同）
一、名刺　一枚
二、借用証　一枚
○同押第三六四九四九号（宮崎善吉窃盗事件）
一、ナイフ　一丁
二、現金　一円十一円五十銭
三、刺箭　二枚
四、名刺　一枚
五、紙片　一枚
○同押第三三七九〇二号（柳川載蕉傷害事件）
一、銃　一丁
○同押第三六〇〇〇号（山口豊窃盗未遂事件）
一、国電乗車券　一枚
二、同押第三八三六二号（保坂真睦賍物故買事件）
三、操人リボン　十二本
四、同　一本
五、手提袋　一個
○同押第三八四〇九号（青木徳夫遺失物横領事件）
一、地下足袋　一枚
○同押第三八九六四九号（黒崎光雄住居侵入事件）
一、南京錠　一個
二、小刀　一丁
○同押第二七一一三号（清水広食糧管理法違反事件）
一、自転車　一台
○同押第二七四六七号（佐伯秀三業務上横領事件）
一、出金伝票　一枚
○同押第二九二〇一号（吉原泰博逃亡事件）
一、ハンドバック　一個
二、自転車　一台
○同押第三一二三五〇号（柴山利亜傷害事件）
一、鉄鍋　一本

昭27.1.9. 第7499号

○同押第四三五八号（地引欣吾詐欺事件）
四、註文書　一枚
五、略図　一枚
○同押第四三六四号（田畑秀雄窃盗事件）
一、定期券　一枚
二、乗車券　一枚
○同押第四八九四号（古畑一雄強盗事件）
一、ホームスパン女上衣　一枚
○同押第六〇〇六号（山崎千秋殺人未遂事件）
一、庖丁　一丁
○同押第六三一四号（浅野三郎賭博事件）
一、花札　四十八枚
○同押第七〇一一号（土田一郎窃盗事件）
一、ワイシャツ　一枚
○同押第七〇一七号（豊川要一同）
一、ペンチ　一丁
二、針金切　一丁
○同押第七一二〇号（王宗信詐欺事件）
一、名刺　一枚
○同押第八七三五号（田島三郎窃盗事件）
一、風呂敷　一枚
二、軍用下駄　六足
三、英和辞典　一冊
四、雑誌　一個
五、同　一個
六、定期入　一個
七、認印　一個
八、鍵切　三個
九、鑵切　一個
十、宝くじ　一枚
十一、東急バス乗車券　四枚
十二、都営バス同　一枚
十三、認印　一個
十四、書類　三枚
○同押第九四四六号（大用覚恐喝事件）
一、小刀　一個
○同押第九九七三三号（志水行雄窃盗事件）
一、伝票　一枚
○同押第一〇五二八号（林琪瑞恐喝事件）
二、預証　一枚
○同押第一〇七二九号（荻山正詐欺事件）
一、現金　二千三百円
二、蚊育　三十五個
三、薬品　八個

○同押第一〇九四三号（永井明賭博事件）
一、同　九百六十円
○同押第一九二五四号（鴨川孝次傷害事件）
一、スコップ　一丁
○同押第一九七三五号（横山伊三郎詐欺事件）
一、丸型柱時計　一個
○同押第一九八〇〇号（倉田俊彦横領事件）
一、支払証明書　一枚
○同押第二〇一四七号（中村誠治窃盗事件）
一、大スパナ　一丁
二、小スパナ　一丁
三、金曲尺　一本
○同押第二〇二二二号（立花正郎同）
一、クロームメッキ腕時計　一個
○同押第二〇二二八号（神尾勝一傷害事件）
一、角棒　一本
○同押第二〇二五一一号（御園孝久窃盗事件）
一、短靴　一足
○同押第二〇二九七八号（片岡正雄殺人未遂事件）
一、産丁　一丁
○同押第二〇三五五号（氏名不詳窃盗事件）
一、背広上衣　一枚
二、同　一枚
三、同女児服　一枚
○同押第二〇三五六号（同）
一、ドライバー　一本
○同押第二〇三五七号（同）
一、鋏刀　一枚
○同押第二〇三五八号（同）
一、モンキースパナ　一丁
二、鋏　一個
○同押第二〇三五九号（同）
一、風呂敷　一枚
○同押第二〇三六〇号（同）
一、棍棒　一本
○同押第二〇三六一号（同）
一、ワイシャツ　一枚
○同押第二〇三六二号（同）
一、手紙　一通
○同押第二〇三六三号（同）
一、紙片　二枚
○同押第二〇三六四号（同）
一、名刺　一枚
○同押第二〇三六五八号（同）
一、ズボン　一本
二、ワイシャツ　二枚
三、手拭　一枚
四、靴下　半足
五、風呂敷　一枚

○同押第二〇五一九号（同）
一、財布　一個
二、現金　三十銭
○同押第二〇五二〇号（同）
一、認印　一本
○同押第二〇五二一号（同）
一、帰人駄　一足
○同押第二〇五二二号（同）
一、丸型時計　一個
○同押第二〇五二五号（同）
一、手拭　一枚
二、褌下　一枚
三、白パンツ　一枚
四、アンダーシャツ　一枚
五、男下駄　一足
○同押第二〇五三三号（同）
一、電池　二個
○同押第二〇五二九号（同）
一、豆電球　二個
○同押第二〇五三〇号（同）
一、半袖シャツ　一枚
二、現金　三十円
三、小刀　一枚
四、半紙　一枚
○同押第二〇六五号（同）
一、サンダル　一足
○同押第二〇六五六号（同）
一、帽子　一個
二、リボン　一個
三、ゴム草履　一足
○同押第二〇六五七号（同）
一、湯上りタオル　一枚
二、ズボン下　一枚
三、運動靴　一足
○同押第二〇六五八四号（同）
一、ワイシャツ　一枚
二、大学帽　一個
○同押第二〇六六〇号（同）
一、男下駄　一足
○同押第二〇五三三号（同）
一、白パンツ　一枚
二、褌下　一枚
○同押第二〇五三〇号（同）
一、アンダーシャツ　一枚
二、白パンツ　一枚
三、布ズボン　一本
四、男下駄　一足
五、ワイシャツ　一枚
○同押第二〇六六七号（同）
一、帯芯上　一本
二、紐　一本
三、帯　一本
四、帯芯上　一本
○同押第二〇六六七号（同）
一、女物夏帯　一本
○同押第二〇六六八号（同）
一、ズボン　一本
二、紐色上衣　一枚
○同押第二〇六六八号（同）
一、雨傘　一本
二、白ズック靴　一足
○同押第二〇六六九号（同）
一、半袖シャツ　一枚
二、パンツ　一枚
三、ステテコ　一本
四、ズボン下　一枚
五、ズボン下　一枚
六、ズボン下　一枚
七、櫛　一個
○同押第二〇六七〇号（同）
一、男下駄　一足
○同押第二〇六七一号（同）
一、白ズック靴　一足
二、男下駄　一足
サンダル　一足

○同押第二〇五一九号（同）
三、認印　一個
○同押第二〇五二〇号（同）
一、万年筆　一個
○同押第二〇五二一号（同）
一、財布　一個
二、現金　三十銭
○同押第二〇五二二号（同）
一、帰人駄　一足
○同押第二〇五二三号（同）
一、丸型柱時計　一個
○同押第二〇五二四号（同）
一、手拭　一枚
二、褌下　一枚
○同押第二〇五二五三〇号（同）
一、白パンツ　一枚
二、アンダーシャツ　一枚
三、布ズボン　一本
四、男下駄　一足
五、ワイシャツ　一枚
○同押第二〇五三三号（同）
一、男下駄　一足
○同押第二〇五三四号（同）
一、ワイシャツ　一枚
二、大学帽　一個
○同押第二〇五四一号（同）
一、湯上りタオル　一枚
○同押第二〇五四二号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇五四三号（同）
一、帽子　一個
○同押第二〇五四四号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇五四五号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇五四六号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇五四七号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇五四八号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇五四九号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇五五〇号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇五五一号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇五五二号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇五五三号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇五五四号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇五五五号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇五五六号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇五五七号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇五五八号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇五五九号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇五六〇号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇五六一号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇五六二号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇五六三号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇五六四号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇五六五号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇五六六号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇五六七号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇五六八号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇五六九号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇五七〇号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇五七一号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇五七二号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇五七三号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇五七四号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇五七五号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇五七六号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇五七七号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇五七八号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇五七九号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇五八〇号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇五八一号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇五八二号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇五八三号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇五八四号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇五八五号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇五八六号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇五八七号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇五八八号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇五八九号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇五九〇号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇五九一号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇五九二号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇五九三号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇五九四号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇五九五号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇五九六号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇五九七号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇五九八号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇五九九号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇六〇〇号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇六〇一号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇六〇二号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇六〇三号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇六〇四号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇六〇五号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇六〇六号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇六〇七号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇六〇八号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇六〇九号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇六一〇号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇六一一号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇六一二号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇六一三号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇六一四号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇六一五号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇六一六号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇六一七号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇六一八号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇六一九号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇六二〇号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇六二一号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇六二二号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇六二三号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇六二四号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇六二五号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇六二六号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇六二七号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇六二八号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇六二九号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇六三〇号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇六三一号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇六三二号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇六三三号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇六三四号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇六三五号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇六三六号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇六三七号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇六三八号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇六三九号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇六四〇号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇六四一号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇六四二号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇六四三号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇六四四号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇六四五号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇六四六号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇六四七号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇六四八号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇六四九号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇六五〇号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇六五一号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇六五二号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇六五三号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇六五四号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇六五五号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇六五六号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇六五七号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇六五八号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇六五九号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇六六〇号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇六六一号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇六六二号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇六六三号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇六六四号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇六六五号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇六六六号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇六六七号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇六六八号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇六六九号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇六七〇号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇六七一号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇六七二号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇六七三号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇六七四号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇六七五号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇六七六号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇六七七号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇六七八号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇六七九号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇六八〇号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇六八一号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇六八二号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇六八三号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇六八四号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇六八五号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇六八六号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇六八七号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇六八八号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇六八九号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇六九〇号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇六九一号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇六九二号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇六九三号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇六九四号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇六九五号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇六九六号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇六九七号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇六九八号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇六九九号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇七〇〇号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇七〇一号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇七〇二号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇七〇三号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇七〇四号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇七〇五号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇七〇六号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇七〇七号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇七〇八号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇七〇九号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇七一〇号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇七一一号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇七一二号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇七一三号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇七一四号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇七一五号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇七一六号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇七一七号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇七一八号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇七一九号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇七二〇号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇七二一号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇七二二号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇七二三号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇七二四号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇七二五号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇七二六号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇七二七号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇七二八号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇七二九号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇七三〇号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇七三一号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇七三二号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇七三三号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇七三四号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇七三五号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇七三六号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇七三七号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇七三八号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇七三九号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇七四〇号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇七四一号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇七四二号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇七四三号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇七四四号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇七四五号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇七四六号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇七四七号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇七四八号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇七四九号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇七五〇号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇七五一号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇七五二号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇七五三号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇七五四号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇七五五号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇七五六号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇七五七号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇七五八号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇七五九号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇七六〇号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇七六一号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇七六二号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇七六三号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇七六四号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇七六五号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇七六六号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇七六七号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇七六八号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇七六九号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇七七〇号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇七七一号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇七七二号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇七七三号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇七七四号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇七七五号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇七七六号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇七七七号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇七七八号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇七七九号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇七八〇号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇七八一号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇七八二号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇七八三号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇七八四号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇七八五号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇七八六号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇七八七号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇七八八号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇七八九号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇七九〇号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇七九一号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇七九二号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇七九三号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇七九四号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇七九五号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇七九六号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇七九七号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇七九八号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇七九九号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇八〇〇号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇八〇一号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇八〇二号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇八〇三号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇八〇四号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇八〇五号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇八〇六号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇八〇七号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇八〇八号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇八〇九号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇八〇一〇号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇八〇一一号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇八〇一二号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇八〇一三号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇八〇一四号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇八〇一五号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇八〇一六号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇八〇一七号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇八〇一八号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇八〇一九号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇八〇二〇号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇八〇二一号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇八〇二二号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇八〇二三号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇八〇二四号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇八〇二五号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇八〇二六号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇八〇二七号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇八〇二八号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇八〇二九号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇八〇三〇号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇八〇三一号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇八〇三二号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇八〇三三号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇八〇三四号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇八〇三五号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇八〇三六号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇八〇三七号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇八〇三八号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇八〇三九号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇八〇四〇号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇八〇四一号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇八〇四二号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇八〇四三号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇八〇四四号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇八〇四五号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇八〇四六号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇八〇四七号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇八〇四八号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇八〇四九号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇八〇五〇号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇八〇五一号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇八〇五二号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇八〇五三号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇八〇五四号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇八〇五五号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇八〇五六号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇八〇五七号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇八〇五八号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇八〇五九号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇八〇六〇号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇八〇六一号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇八〇六二号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇八〇六三号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇八〇六四号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇八〇六五号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇八〇六六号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇八〇六七号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇八〇六八号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇八〇六九号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇八〇七〇号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇八〇七一号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇八〇七二号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇八〇七三号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇八〇七四号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇八〇七五号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇八〇七六号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇八〇七七号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇八〇七八号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇八〇七九号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇八〇八〇号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇八〇八一号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇八〇八二号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇八〇八三号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇八〇八四号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇八〇八五号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇八〇八六号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇八〇八七号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇八〇八八号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇八〇八九号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇八〇九〇号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇八〇九一号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇八〇九二号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇八〇九三号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇八〇九四号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇八〇九五号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇八〇九六号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇八〇九七号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇八〇九八号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇八〇九九号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇八一〇〇号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇八一〇一号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇八一〇二号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇八一〇三号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇八一〇四号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇八一〇五号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇八一〇六号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇八一〇七号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇八一〇八号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇八一〇九号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇八一一〇号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇八一一一号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇八一一二号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇八一一三号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇八一一四号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇八一一五号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇八一一六号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇八一一七号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇八一一八号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇八一一九号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇八一二〇号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇八一二一号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇八一二二号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇八一二三号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇八一二四号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇八一二五号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇八一二六号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇八一二七号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇八一二八号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇八一二九号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇八一三〇号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇八一三一号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇八一三二号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇八一三三号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇八一三四号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇八一三五号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇八一三六号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇八一三七号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇八一三八号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇八一三九号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇八一四〇号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇八一四一号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇八一四二号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇八一四三号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇八一四四号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇八一四五号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇八一四六号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇八一四七号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇八一四八号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇八一四九号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇八一五〇号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇八一五一号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇八一五二号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇八一五三号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇八一五四号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇八一五五号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇八一五六号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇八一五七号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇八一五八号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇八一五九号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇八一六〇号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇八一六一号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇八一六二号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇八一六三号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇八一六四号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇八一六五号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇八一六六号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇八一六七号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇八一六八号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇八一六九号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇八一七〇号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇八一七一号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇八一七二号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇八一七三号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇八一七四号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇八一七五号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇八一七六号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇八一七七号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇八一七八号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇八一七九号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇八一八〇号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇八一八一号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇八一八二号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇八一八三号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇八一八四号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇八一八五号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇八一八六号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇八一八七号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇八一八八号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇八一八九号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇八一九〇号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇八一九一号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇八一九二号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇八一九三号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇八一九四号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇八一九五号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇八一九六号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇八一九七号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇八一九八号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇八一九九号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇八二〇〇号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇八二〇一号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇八二〇二号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇八二〇三号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇八二〇四号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇八二〇五号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇八二〇六号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇八二〇七号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇八二〇八号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇八二〇九号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇八二一〇号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇八二一一号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇八二一二号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇八二一三号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇八二一四号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇八二一五号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇八二一六号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇八二一七号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇八二一八号（同）
一、ゴム草履　一足
○同押第二〇八二一九号（同）
一、ゴム草履　一個
○同押第二〇八二二〇

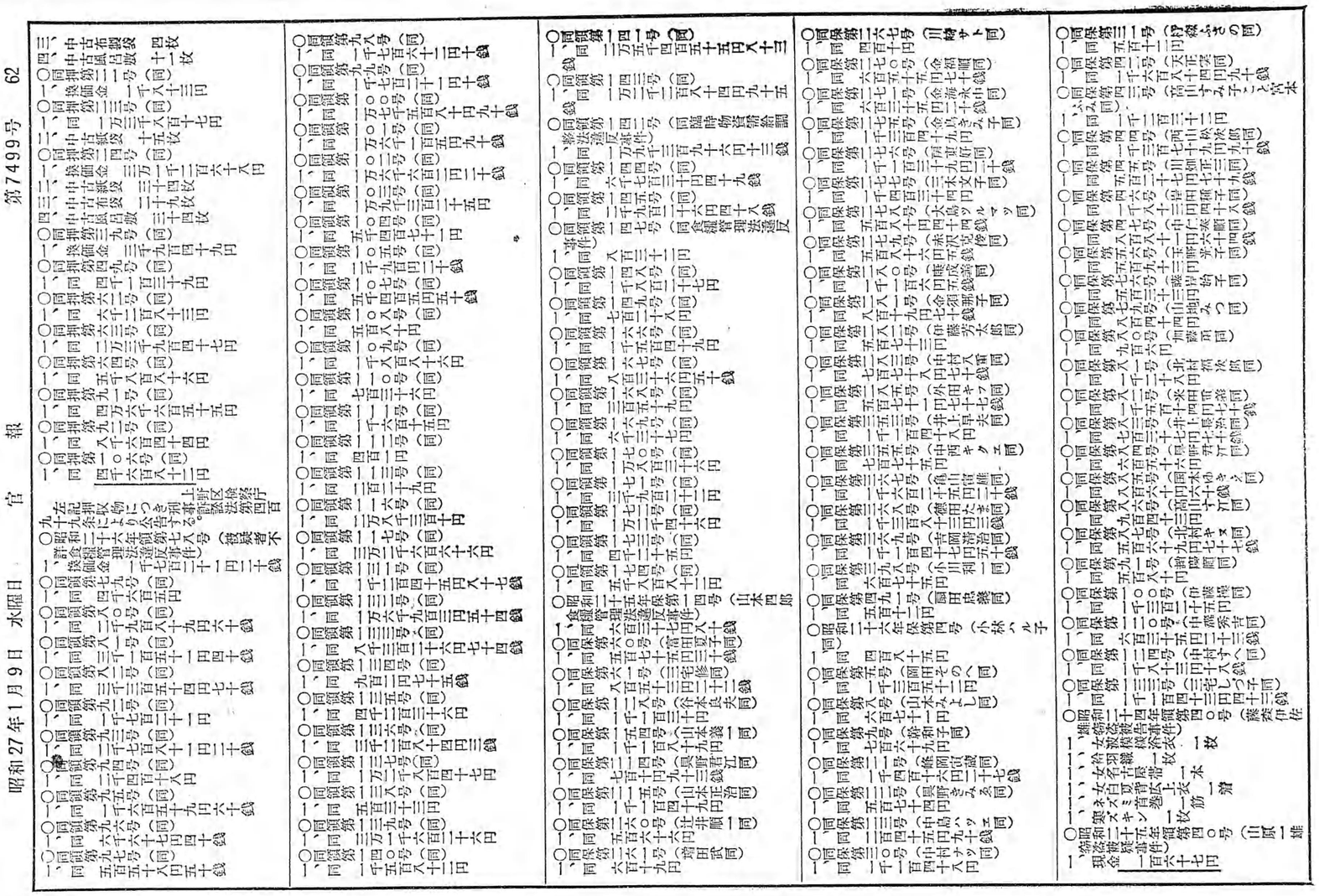

第7499号
昭27・1・9・

一、同　同　同　

第7499号
昭27.1.9.

昭27.1.9. 第7499号

○同領第七六号（同）一、千二百七十一円
○同領第七七号（同）一、千五百十三円
○同掛妻等第七八号（同）一、千二百三十三円
○同領精米第七九号（同）一、千三百二十八円
○同領精米第七八号（同）九百七十円
○同領第七八九号（同）換価金一千四百七十五円
○同領第七八九号（同）換価金八百十四円
○同領第七八九号（同）換価金八百七十八円
○同領第七八九号（同）換価金六百四十五円
○同領第七九号（同）換価金一、千二百十一円
○同領第八号（同）換価金九百二十四円
○同領第八一号（同）換価金一、千五十九円
○同領第八二号（同）換価金六百六十円
○同領第八二号（同）換価金一、千二百七十六
○同領第八二号（同）換価金一、千二百九十七
○同領第八三号（同）換価金二千百九十七
○同領第八四号（同）換価金三百九十七円
○同領第八五号（同）換価金一、千五十九円
○同領第八六号（同）換価金六百四十五円
○同領第八七号（同）換価金一、千二百十一円
○同領第八八号（同）換価金一、千五百十三円
○同領第八九号（同）換価金二千百九十七
○同領第八九号（同）換価金二千百九十七
○同領第八九号（同）換価金三百六十五円
○同領第八九号（同）換価金三百六十五円
○同領第八九号（同）換価金三百六十五円

第7499号

昭27.1.9. 第7499号

○同保第二三七号（井上勇同）
○同保第二百五十八円九十六銭（比嘉盛徳同）
○同保第二百九十八円三十五銭（山田スエ子同）
○同保第二百五十三円二十銭（大山ハルエ同）
○同保第二百六十二円二十七銭（佐藤ヨシエ同）
○同保第三〇四号（吉川ヤス同）
○同保第三〇五号（上田フヂ同）
○同保第三〇七十銭（末永キクエ同）
○同保第三〇八十二円八十八銭（張貞任同）
○同保第三〇九号（木村春子同）
○同保第三一二十五円（田中シズ子同）
○同保第三一三十八円九十銭（山中アキ同）
○同保第三一四号（岡本ハル子同）
○同保第三一五号（田川ミツヨ同）
○同保第三一六号（米田正夫同）
○同保第三一七号（太田サカエ同）
○同保第三一八円八十銭（大山加代子同）
○同保第三一九十銭（李相達同）
○同保第三一十円九十銭（山田民友同）
○同保第三一十五円三十銭（大浜キヨ同）
○同保第三一十六円四十銭（西フミ同）
○同保第三一十七号（中西ヤス同）
○同保第三一十八円（大浜キヨ同）
○同保第三一十九号（佐藤ヨシエ同）
○同保第三一〇号（金鉄洙同）
○同保第三一十七銭
○同保第三一二号（藤原信高同）
○同保第三一五号（山田ルエ同）
○同保第三一六号（津田興三郎同）
○同保第三一七号（比嘉盛徳同）
○同保第三一八号（安田一郎同）
○同保第三一九号（山田スエ子同）
○同保第三一十号（山田スエ子同）
○同保第三一十一号（山田スエ子同）
○同保第三一十二号（山田スエ子同）
○同保第三一十三号（山田スエ子同）
○同保第三一十四号（山田スエ子同）
○同保第三一十五号（山田スエ子同）
○同保第三一十六号（山田スエ子同）
○同保第三一十七号（山田スエ子同）
○同保第三一十八号（山田スエ子同）
○同保第三一十九号（山田スエ子同）
○同保第三一二十号（山田スエ子同）
○同保第三一二十一号（山田スエ子同）
○同保第三一二十二号（山田スエ子同）
○同保第三一二十三号（山田スエ子同）
○同保第三一二十四号（山田スエ子同）
○同保第三一二十五号（山田スエ子同）
○同保第三一二十六号（山田スエ子同）
○同保第三一二十七号（山田スエ子同）
○同保第三一二十八号（山田スエ子同）
○同保第三一二十九号（山田スエ子同）
○同保第三一三〇号（山田スエ子同）
○同保第三一三十一号（山田スエ子同）
○同保第三一三十二号（山田スエ子同）
○同保第三一三十三号（山田スエ子同）
○同保第三一三十四号（山田スエ子同）
○同保第三一三十五号（山田スエ子同）
○同保第三一三十六号（山田スエ子同）
○同保第三一三十七号（山田スエ子同）
○同保第三一三十八号（山田スエ子同）
○同保第三一三十九号（山田スエ子同）
○同保第三一四〇号（山田スエ子同）
○同保第三一四十一号（山田スエ子同）
○同保第三一四十二号（山田スエ子同）
○同保第三一四十三号（山田スエ子同）
○同保第三一四十四号（山田スエ子同）
○同保第三一四十五号（山田スエ子同）
○同保第三一四十六号（山田スエ子同）
○同保第三一四十七号（山田スエ子同）
○同保第三一四十八号（山田スエ子同）
○同保第三一四十九号（山田スエ子同）
○同保第三一五〇号（山田スエ子同）
○同保第三一五十一号（山田スエ子同）
○同保第三一五十二号（山田スエ子同）
○同保第三一五十三号（山田スエ子同）
○同保第三一五十四号（山田スエ子同）
○同保第三一五十五号（山田スエ子同）
○同保第三一五十六号（山田スエ子同）
○同保第三一五十七号（山田スエ子同）
○同保第三一五十八号（山田スエ子同）
○同保第三一五十九号（山田スエ子同）
○同保第三一六〇号（山田スエ子同）
○同保第三一六十一号（山田スエ子同）
○同保第三一六十二号（山田スエ子同）
○同保第三一六十三号（山田スエ子同）
○同保第三一六十四号（山田スエ子同）
○同保第三一六十五号（山田スエ子同）
○同保第三一六十六号（山田スエ子同）
○同保第三一六十七号（山田スエ子同）
○同保第三一六十八号（山田スエ子同）
○同保第三一六十九号（山田スエ子同）
○同保第三一七〇号（山田スエ子同）
○同保第三一七十一号（山田スエ子同）
○同保第三一七十二号（山田スエ子同）
○同保第三一七十三号（山田スエ子同）
○同保第三一七十四号（山田スエ子同）
○同保第三一七十五号（山田スエ子同）
○同保第三一七十六号（山田スエ子同）
○同保第三一七十七号（山田スエ子同）
○同保第三一七十八号（山田スエ子同）
○同保第三一七十九号（山田スエ子同）
○同保第三一八〇号（山田スエ子同）
○同保第三一八十一号（山田スエ子同）
○同保第三一八十二号（山田スエ子同）
○同保第三一八十三号（山田スエ子同）
○同保第三一八十四号（山田スエ子同）
○同保第三一八十五号（山田スエ子同）
○同保第三一八十六号（山田スエ子同）
○同保第三一八十七号（山田スエ子同）
○同保第三一八十八号（山田スエ子同）
○同保第三一八十九号（山田スエ子同）
○同保第三一九〇号（山田スエ子同）
○同保第三一九十一号（山田スエ子同）
○同保第三一九十二号（山田スエ子同）
○同保第三一九十三号（山田スエ子同）
○同保第三一九十四号（山田スエ子同）
○同保第三一九十五号（山田スエ子同）
○同保第三一九十六号（山田スエ子同）
○同保第三一九十七号（山田スエ子同）
○同保第三一九十八号（山田スエ子同）
○同保第三一九十九号（山田スエ子同）
○同保第三二〇号（山田スエ子同）
○同保第三二十一号（山田スエ子同）
○同保第三二十二号（山田スエ子同）
○同保第三二十三号（山田スエ子同）
○同保第三二十四号（山田スエ子同）
○同保第三二十五号（山田スエ子同）
○同保第三二十六号（山田スエ子同）
○同保第三二十七号（山田スエ子同）
○同保第三二十八号（山田スエ子同）
○同保第三二十九号（山田スエ子同）
○同保第三三〇号（山田スエ子同）
○同保第三三十一号（山田スエ子同）
○同保第三三十二号（山田スエ子同）
○同保第三三十三号（山田スエ子同）
○同保第三三十四号（山田スエ子同）
○同保第三三十五号（山田スエ子同）
○同保第三三十六号（山田スエ子同）
○同保第三三十七号（山田スエ子同）
○同保第三三十八号（山田スエ子同）
○同保第三三十九号（山田スエ子同）
○同保第三四〇号（山田スエ子同）
○同保第三四十一号（山田スエ子同）
○同保第三四十二号（山田スエ子同）
○同保第三四十三号（山田スエ子同）
○同保第三四十四号（山田スエ子同）
○同保第三四十五号（山田スエ子同）
○同保第三四十六号（山田スエ子同）
○同保第三四十七号（山田スエ子同）
○同保第三四十八号（山田スエ子同）
○同保第三四十九号（山田スエ子同）
○同保第三五〇号（山田スエ子同）
○同保第三五十一号（山田スエ子同）
○同保第三五十二号（山田スエ子同）
○同保第三五十三号（山田スエ子同）
○同保第三五十四号（山田スエ子同）
○同保第三五十五号（山田スエ子同）
○同保第三五十六号（山田スエ子同）
○同保第三五十七号（山田スエ子同）
○同保第三五十八号（山田スエ子同）
○同保第三五十九号（山田スエ子同）
○同保第三六〇号（山田スエ子同）
○同保第三六十一号（山田スエ子同）
○同保第三六十二号（山田スエ子同）
○同保第三六十三号（山田スエ子同）
○同保第三六十四号（山田スエ子同）
○同保第三六十五号（山田スエ子同）
○同保第三六十六号（山田スエ子同）
○同保第三六十七号（山田スエ子同）
○同保第三六十八号（山田スエ子同）
○同保第三六十九号（山田スエ子同）
○同保第三七〇号（山田スエ子同）
○同保第三七十一号（山田スエ子同）
○同保第三七十二号（山田スエ子同）
○同保第三七十三号（山田スエ子同）
○同保第三七十四号（山田スエ子同）
○同保第三七十五号（山田スエ子同）
○同保第三七十六号（山田スエ子同）
○同保第三七十七号（山田スエ子同）
○同保第三七十八号（山田スエ子同）
○同保第三七十九号（山田スエ子同）
○同保第三八〇号（山田スエ子同）
○同保第三八十一号（山田スエ子同）
○同保第三八十二号（山田スエ子同）
○同保第三八十三号（山田スエ子同）
○同保第三八十四号（山田スエ子同）
○同保第三八十五号（山田スエ子同）
○同保第三八十六号（山田スエ子同）
○同保第三八十七号（山田スエ子同）
○同保第三八十八号（山田スエ子同）
○同保第三八十九号（山田スエ子同）
○同保第三九〇号（山田スエ子同）
○同保第三九十一号（山田スエ子同）
○同保第三九十二号（山田スエ子同）
○同保第三九十三号（山田スエ子同）
○同保第三九十四号（山田スエ子同）
○同保第三九十五号（山田スエ子同）
○同保第三九十六号（山田スエ子同）
○同保第三九十七号（山田スエ子同）
○同保第三九十八号（山田スエ子同）
○同保第三九十九号（山田スエ子同）
○同保第三九十九号（山田スエ子同）
○同保第三九十九

昭27.1.9. 第7499号

○同押第九八六号（同）
一、名古屋市名古屋駅前通二丁目一番地　窃盗事件）
九、六ボルトバッテリー　一
二、布団　二
二、かんてき　一
二、なべ　一
二、釜　一
三、湯呑茶わん　二
三、ばけつ　一
三、柴垣　一
三、航海ランプ　一
三、ランプ　一
四、目覚時計　一
四、鼠色毛布　一
四、国防色ズボン　一
五、釣具三　一
五、白米三升　換価金　一百六十四
五、抽斗　一
五、ドンゴロス　一
五、国防色上衣　一
五、外被　一
五、磁石　一
六、揮発油罐入り約二升　一
六、油タンク　一
六、杓シャモジ　各一
六、油差し　三
六、スタンド板類　二点
六、油升瓶入りオイル八合　一
七、五升入空罐　一
七、電球　一
七、文鎮　一
七、かご（炭入り）　一
七、木箱（釣道具入り）　一
七、木箱　一
七、風呂敷　一
七、木綿ズボン下　一

○昭和二十五年押第八一号（川上昇外一名窃盗事件）
九、六ボルトバッテリー　一
二、布団　二
二、かんてき　一
二、なべ　一
二、釜　一
三、湯呑茶わん　二
三、ばけつ　一
三、柴垣　一
三、航海ランプ　一
三、ランプ　一
四、目覚時計　一
四、鼠色毛布　一
四、国防色ズボン　一
五、釣具三　一
五、白米三升　換価金　一百六十四

○同押第九八七号（同）
一、同押第九八六号（同）
一、同押第九八五号（同）
一、同押第九八四号（同）
一、同押第九八三号（同）
一、同押第九八二号（同）
一、同押第九八一号（同）
一、同押第九八〇号（同）
一、同押第九七九号（同）
一、同押第九七八号（同）
一、同押第九七七号（同）
一、同押第九七六号（同）
一、同押第九七五号（同）
一、同押第九七四号（同）
一、同押第九七三号（同）
一、同押第九七二号（同）
一、同押第九七一号（同）
一、同押第九七〇号（同）
一、同押第九六九号（同）
一、同押第九六八号（同）
一、同押第九六七号（同）
一、同押第九六六号（同）
一、同押第九六五号（同）
一、同押第九六四号（同）
一、同押第九六三号（同）
一、同押第九六二号（同）
一、同押第九六一号（同）
一、同押第九六〇号（同）
一、同押第九五九号（同）
一、同押第九五八号（同）
一、同押第九五七号（同）
一、同押第九五六号（同）
一、同押第九五五号（同）
一、同押第九五四号（同）
一、同押第九五三号（同）
一、同押第九五二号（同）
一、同押第九五一号（同）
一、同押第九五〇号（同）
一、同押第九四九号（同）
一、同押第九四八号（同）
一、同押第九四七号（同）
一、同押第九四六号（同）
一、同押第九四五号（同）
一、同押第九四四号（同）
一、同押第九四三号（同）
一、同押第九四二号（同）
一、同押第九四一号（同）
一、同押第九四〇号（同）
一、同押第九三九号（同）
一、同押第九三八号（同）
一、同押第九三七号（同）
一、同押第九三六号（同）
一、同押第九三五号（同）
一、同押第九三四号（同）
一、同押第九三三号（同）
一、同押第九三二号（同）
一、同押第九三一号（同）
一、同押第九三〇号（同）
一、同押第九二九号（同）
一、同押第九二八号（同）
一、同押第九二七号（同）
一、同押第九二六号（同）
一、同押第九二五号（同）
一、同押第九二四号（同）
一、同押第九二三号（同）
一、同押第九二二号（同）
一、同押第九二一号（同）
一、同押第九二〇号（同）
一、同押第九一九号（同）
一、同押第九一八号（同）
一、同押第九一七号（同）
一、同押第九一六号（同）
一、同押第九一五号（同）
一、同押第九一四号（同）
一、同押第九一三号（同）
一、同押第九一二号（同）
一、同押第九一一号（同）
一、同押第九一

昭27.1.9. 第7499号

二二、同　袋一枚　二百八十七円六十銭
二三、換価金　籠一箇　百五十六円十銭
二四、風呂敷　袋一枚　百十六円八十銭
二五、換価金　竹籠一箇　九百八十六円二十銭

○同押第一五九号（同）
一、換価金　袋一枚　三百二十七円八十四銭
二、換価金　布鞄一箇　百六十三円九十二銭
三、換価金　手提袋一箇　二百四十五円八十八銭
四、換価金　風呂敷　百八十四円四十一銭
五、換価金　手提袋一箇　二百六十六円三十七銭
六、換価金　袋一枚　百九円五十銭
七、同　籠一箇　二百十四円四十五銭
八、換価金　袋一枚　九十七円四十八銭
九、換価金　袋一枚　百九十四円九十五銭
一〇、換価金　袋一枚　百七十五円四十六銭
一一、換価金　袋一枚　七十七円九十八銭
一二、同　袋一枚　二百二十五円三十九銭
一三、換価金　竹籠一箇　二百六十六円三十七銭
一四、同　袋一枚　二百十四円四十四銭

○同押第一六〇号（同）
一、換価金　籠一箇　二百十四円四十四銭
二、換価金　袋一枚　八十一円九十六銭
三、同　袋一枚　六十一円四十七銭
四、同　籠一箇　三百七円三十五銭
五、換価金　袋一枚　四十円九十八銭
六、換価金　籠一箇　二百五十五円五十銭

七、換価金　竹籠一箇　七百二十一円三十一銭
八、紙袋　一枚　七百二十一円三十一銭
九、換価金　袋一枚　二百四円十九円
一〇、同　袋一枚　二百四円九十五銭
一一、風呂敷　袋一枚　二百六十六円四十三銭
一二、換価金　袋一枚　百八十二円五十銭
一三、換価金　袋一枚　二百四円七十五銭
一四、同　袋一枚　百六十四円二十五銭
一五、同　風呂敷　二百十九円
一六、換価金　袋一枚　二百二十五円四十四銭
一七、換価金　風呂敷　百八十四円四十五銭
一八、換価金　袋一枚　二百十九円
一九、換価金　袋一枚　百四十三円四十三銭
二〇、同　籠一箇　百七十八円四十四銭
二一、同　籠一箇　百二円四十五銭
二二、換価金　袋一枚　二百八十六円八十六銭
二三、換価金　袋一枚　三百六十五円
二四、換価金　袋一枚　五百七十一円七十四銭
二五、換価金　袋一枚　四百一円五十銭
二六、換価金　風呂敷　一枚　六十九円六十六銭
二七、換価金　籠一箇　百九十二円

○同押第一六一号（同）
一、換価金　袋一枚　五百七十三円九十四銭
二、換価金　風呂敷　袋一枚　五百七十三円七十二銭

三、換価金　風呂敷　一枚　百八十二円五十銭
四、換価金　風呂敷　一枚　七十三円
五、換価金　袋一枚　二百四円九十銭

○同押第一六二号（同）
一、換価金　袋一枚　二百九十八円
二、風呂敷　袋一枚　二百六十六円
三、換価金　風呂敷　一枚　百六十円
四、換価金　風呂敷　一枚　百六十円
五、換価金　袋一枚　百九十七円
六、同　袋一枚　百九十七円
七、同　袋一枚　二百十九円
八、同　袋一枚　三百十九円
九、同　袋一枚　二百七円
一〇、同　袋一枚　二百五十五円
一一、同　袋一枚　二百六十六円
一二、同　袋一枚　七十三円
一三、換価金　袋一枚　二百六十六円
一四、同　袋一枚　二百二十五円
一五、同　袋一枚　二百六十六円
一六、換価金　袋一枚　百二十三円
一七、同　袋一枚　百三十六円
一八、換価金　風呂敷　一枚　百十七円
一九、換価金　袋一枚　二百四十六円
二〇、同　袋一枚　二百六十六円
二一、同　袋一枚　二百四十六円
二二、同　袋一枚　二百十二円
二三、同　袋一枚　三百十二円

二四、同　風呂敷　一枚　一九五円
二五、換価金　鞄一箇　百六十四円
○同押第一六四号（同）
一、換価金　袋一枚　二百四十二円
二、同　袋一枚　百十七円
○同押第一六五号（同）
一、換価金　風呂敷　袋一枚　二百六十六円
二、換価金　風呂敷　袋一枚　百八十四円
三、換価金　袋一枚　二百四十六円
四、換価金　白袋一枚　百三十六円
五、換価金　風呂敷　袋一枚　二百五円
○同押第一六六号（同）
一、換価金　袋一枚　二百十四円
二、換価金　袋一枚　四百五十一円
三、換価金　風呂敷　袋一枚　二百八十七円
四、換価金　袋一枚　三百六十九円
五、換価金　袋一枚　百四十三円
六、換価金　紙袋一枚　五百十一円
七、風呂敷　袋一枚　九十一円
八、風呂敷　袋一枚　二百四十六円
九、換価金　紙袋一枚　七百三十八円
一〇、換価金　一枚　三百七円
一一、換価金　袋一枚　三百六十九円
一二、換価金　風呂敷　袋一枚　九十一円

裁判所公告（●印は債務者）

○相続財産管理人選任

●昭和二十六年（家）第七四七号
福岡県久留米市米屋町三十番地
申立人　石橋　管蔵
最後の住所　福岡県久留米市細工町十番地
死亡の場所　同所同番地
死亡の年月日　大正十五年十二月十八日
職業　無し
被相続人　亡　石川　貞夫
右の者からの申立に依り右被相続人の相続財産管理人として住所福岡県久留米市梅満町千百六十二番地の三倉田泰蔵を選任する。
昭和二十六年十二月二十七日
福岡家庭裁判所久留米支部

三、換価金　風呂敷　一枚　百八十二円五十銭
四、換価金　袋一枚　二百十九円
五、換価金　袋一枚　百十七円
○同押第一六七号（同）
一、換価金　袋一枚　二百四十八円
二、風呂敷　袋一枚　百八十八円
三、換価金　袋一枚　百八十二円五十銭
四、換価金　袋一枚　百八十二円五十銭
五、換価金　袋一枚　百九十七円
六、同　袋一枚　百九十七円
七、換価金　袋一枚　二百六十六円
八、換価金　風呂敷　一枚　百六十九円
九、換価金　ボール箱　一箇　六百六十七円
一〇、換価金　風呂敷　一枚　五百四十八円
一一、換価金　風呂敷　一枚　五百四十八円

○禁治産宣告

●昭和二十五年（家）第九九号
本籍及び住所北海道余市郡大江村大字仁木村五十番地
事件本人　大塚　章
大正十三年五月二十日生
右の者に対し北海道余市郡大江村大字仁木村五十番地父大塚金吾の申立に依り当裁判所は昭和二十六年十一月十九日心神喪失の常況に在るものとして禁治産を宣告した。
昭和二十六年十一月十九日
札幌家庭裁判所小樽支部

●昭和二十六年（家）第六七九号
本籍並びに住所北海道函館市恵比須町十一番地の二
事件本人　平岡マサ子
大正十五年三月五日生
右の者に対して本籍並びに住所、北海道函館市恵比須町十一番地の二、平岡政雄の申立により当裁判所は事件本人を心神喪失の常況に在る者と認め昭和二十六年十二月十一日禁治産の宣告をした。
昭和二十六年十二月二十八日
函館家庭裁判所

○公示催告

●昭和二十六年（ヘ）第一号
申立人　国
右代表者法務総裁　大橋　武夫
津市桜橋通り二丁目百八十五番地
津電気通信管理所
右指定代理人電気通信事務官　中村　幸一
別紙表示の証券について申立人から公示催告の申立があつたからその所持人は昭和二十七年七月三十日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をしその証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。
昭和二十六年十一月三十日
鈴鹿簡易裁判所
裁判官　谷口冬一
（別紙）
一証券の種類及び数量　指図禁止小切手一枚
記号番号　OU○○三三二
券面金額　金五千二百二十二円也
受取人　鈴鹿電報電話局営業運用長
振出年月日　昭和二十六年七月三十日
振出地　鈴鹿市
振出人官職氏名　国立鈴鹿病院長支出官厚生技官平川広
支拂地　鈴鹿市
支拂人　日本銀行鈴鹿代理店

●昭和二十六年（ヘ）第二三号
福岡県糟屋郡多々良町多田羅一五二九番地
申立人　簑原　政友
別紙目録記載の小切手に付前記申立人から公示催告の申立があつたから其の所持人は昭和二十七年七月七日午前九時迄に当裁判所に権利を届出且その証書を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がないときはその無効を宣言することがあるであろう。
昭和二十六年十一月二十一日
福岡簡易裁判所
裁判官　津田猛哉
（別紙）
目録
一小切手　一通
記号番号　F、B、七三六七号
金額　四千四百八十五円也
発行日　昭和二十六年十月二十五日
発行所　渉外局労務管理事務所
支拂銀行　日本銀行福岡支店
受取人　簑原政友

○公示送達

被告人　高山　泰現
右の者に対する詐欺被告事件につき昭和二十七年二月二十二日午前十時公判を開廷するから当裁判所第二号法廷に出頭されたい。
正当な理由がなく出頭しないときは、勾引状を発することがある。
昭和二十六年十二月二十四日
宮崎地方裁判所
裁判官　西辻孝吉
被告人　松山　恭春
右の者に対する食糧管理法違反、詐欺被告事件について昭和二十七年二月二十二日午前十時公判を開廷するから当裁判所第二号法廷に出頭されたい。
正当な理由がなく出頭しないときは、勾引状を発することがある。
昭和二十六年十二月二十四日
宮崎地方裁判所
裁判官　西辻孝吉

○破産宣告

●東京都中央区銀座西八丁目六番地
破産者　日本商工株式会社
右代表者取締役　野口　勇
右の者に対する昭和二十六年(フ)第五七号破産事件について、当裁判所が昭和二十六年十二月二十五日午前十一時にした破産宣告につき、つぎのとおり公告する。破産管財人は東京都台東区浅草吉野町一丁目五番地の一、弁護士八杉市松
二、破産管財人は東京都中央区銀座西八丁目六番地
三、債権届出期間昭和二十七年一月九日まで
第一回債権者集会の期日は昭和二十七年一月十七日午後一時
債権調査の期日は昭和二十七年一月十七日午後一時
四、破産者の債務者及び破産財団に対する財産の所持者は、破産者に弁済をし、又はその財産を交附してはならぬ。破産者に対し、債務を負担するものはその旨、破産者の財産を所持する者はその旨、破産者の財産を所持するものが別除権を有するときは、その債権を有することを、昭和二十七年一月九日までに破産管財人に届出ねばならぬ。
昭和二十六年十一月二十一日
東京地方裁判所
裁判官　新見俊介

●東京都千代田区飯田町一丁目十一番地
破産者　東京佃煮工業協同組合
右代表者理事　関野　広恭
五〇号破産事件につき、当裁判所が昭和二十六年(フ)第
右の者に対する昭和二十六年十二月二十五日午前十一時にした破産宣告につき、つぎのとおり公告する。
一、東京佃煮工業協同組合を破産者とする。
二、破産管財人は東京都港区芝宮本町三四協和銀行内弁護士藤林益三
三、債権届出期間　昭和二十七年一月十四日まで
第一回債権者集会の期日は昭和二十七年一月二十二日午前十時
債権調査の期日は昭和二十七年一月二十二日午前十時
四、破産者の債務者及び破産財団に対する財産の所持者は、破産者に弁済をし、又はその財産を交附してはならぬ。破産者に対し、債務を負担するものはその旨、破産者の財産を所持する者はその旨、破産者の財産を所持するものが別除権を有することを、昭和二十七年一月十四日までに破産管財人に届出ねばならぬ。
昭和二十六年十二月二十五日
東京地方裁判所
裁判官　新見俊介

●京都市上京区笹屋町通千本西入笹屋四丁目二百八十番地
債務者　株式会社第一商行
右に対する昭和二十六年(フ)第七七号破産事件につき昭和二十六年十二月二十四日午前十時当裁判所が為した破産宣告について次の通り公告する。
一、債務者　株式会社第一商行を破産者とする。
一、破産管財人　京都市上京区寺町今出川上る西入弁護士家藤信吉
一、債権届出期間　昭和二十七年一月十四日まで
一、第一回債権者集会期日　昭和二十七年一月二十三日午前十時
一、債権調査の期日　昭和二十七年一月二十三日午前十時
(イ)破産者の債権者は前記期間内に債権届出書正、副二通に証拠書類の写を各々添付して当裁判所宛提出のこと。
(ロ)破産者の債務者並破産財団に属する財産の所持者は破産者に弁済をなし、又はその財産を交付しないこと。
(ハ)別除権者並(ロ)の該当者は破産管財人に昭和二十七年一月十四日迄に届出ること。
昭和二十六年十二月二十四日
京都地方裁判所

●昭和二十六年(フ)第六号
久留米市国分町山吹塚三十六番地
債務者　久留米食品株式会社
右代表取締役　権藤　種能
右会社に対し当裁判所は昭和二十六年十二月二十四日午前十時破産宣告を為したるを以て左の通り公告する。
一、債務者久留米食品株式会社を破産者とする。
一、破産管財人　福岡県久留米市櫛原町四十七番地弁護士大庭米三郎
一、債権届出期日　昭和二十七年三月二十日迄
一、第一回の債権者集合の期日　昭和二十七年一月二十二日午前十時
一、債権調査の期日　昭和二十七年四月十五日午前十時
一、破産者の債務者及破産財団に属する財産の所持者は破産者に弁済を為し又はその財産を交付すべからず。
尚破産者に対し債務を負担する者又はその財産を所持する者は其の旨若し財産を所持する者が別除権を有するときはその債権を有する旨を昭和二十七年三月二十日迄に破産管財人に届出すること。
昭和二十六年十二月二十四日
福岡地方裁判所久留米支部
裁判官　竹田博吉

○破産宣告及び破産廃止

●大阪市都島区天神橋筋四丁目洋傘商河野商店内　債務者　西村　正士
右の者に対する昭和二十五年(フ)第二二二号破産事件に付当裁判所は昭和二十六年十二月二十五日午前十時破産宣告と同時に破産財団を以て破産手続の費用を償うに足らないと認められるから左の通り決定する。
主　文
一、債務者西村正士を破産者とする。
一、本件手続は之を廃止する。
右公告する。
昭和二十六年十二月二十五日
大阪地方裁判所

○特別清算開始

●昭和二十六年(ヒ)第三七八号
大阪市東区博労町五丁目三十六番地
事件本人　千代田製鋼株式会社
代表者清算人　河島徳太郎
主　文
大阪市東区博労町五丁目三十六番地に本店を有する千代田製鋼株式会社に対し特別清算の開始を命ずる。
昭和二十六年十二月二十七日
大阪地方裁判所
裁判官　宮川種一郎

日本銀行公告

日本銀行営業毎旬報告
（昭和二十六年十二月三十一日）

資産の部　千円

金地金	五〇一二一八七
現金	七三六、九五七
割引手形	六四、三九八、五八五
貸付金	一五八、六三六、五六六
外国為替貸付	一三八、二五八、四五八
政府貸付金	一九、六二四、九五五
国債	二六、〇四四、七三〇
内国為替集中決済立替金	二六、五九一、四一四
代理店勘定	一、二四五、三一三
雑勘定	三八、六一四、一六〇
総計	五九四、七五四、四一八

負債の部

発行銀行券	五〇六、三八五、八七二
金融機関預金	三、一七四、七〇一
政府預金	三一、五七二、〇七〇
其他預金	三、六八二、三〇五
内国為替集中決済預り金	二六、四六七、一〇一
準備金	七、三四七、七四六
雑勘定	一三、三九四、二七一
資本金	一〇〇、〇〇〇
積立金	二、六三〇、二五六
総計	五九四、七五四、四一八

日本銀行券十二月中平均発行高　五四六、六七六、五四八
昭和二十七年一月五日

日本銀行

会社その他の公告

資本減少公告
当社は昭和二十六年十一月二十九日の株主総会において資本金一千万円を金五百万円に減少することを決議しましたから異議ある債権者は本公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。
昭和二十七年一月九日
名古屋市中川区福川町二の一
利川紡織株式会社

株券提供公告
当会社は資本減少の為株式の併合をなすに付き株券所持者は昭和二十七年三月九日迄に当会社に提出されたい。
昭和二十七年一月九日
名古屋市中川区福川町二の一
利川紡織株式会社

解散公告（第一回）
昭和二十六年十二月十二日開催の臨時株主総会に於て下記会社は解散の決議をしましたから、この決議に御異議のあるお方は本公告掲載日の翌日から二箇月以内に御申出下さい。
昭和二十六年十二月二十七日
名古屋市熱田区大宝町四丁目二十番地
大宝鑿泉管工事工業株式会社
清算人　吉田　勇

解散公告（第一回）
本財団は昭和二十六年十二月十九日評議員会の決議により解散致しましたから本財団に対して債権を有せられる方は本公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出なき時は清算より除斥致します。
昭和二十七年一月九日
広島市宇品町五八一の三
財団法人拓洋会
清算人　大石長次郎

会社解散公告（第一回）
当会社は昭和二十六年十二月二十日総社員の同意を以て解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は本公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し上記期間内に御申出のないときは清算より除斥いたします。
昭和二十六年十二月二十五日
小樽市奥沢町一丁目三十三
羽角中村土建合資会社
清算人　羽角　徳三

減資公告
昭和二十六年十二月二十六日の臨時株主総会で二十五円拂込株式を併合（二株を併せて五十円拂込一株とする）減資が決議されましたから三箇月以内に株券を提出して下さい右公告します。
昭和二十六年十二月二十七日
潤戸市中水野一二八四番地
株式会社昭和陶園
取締役　加藤八百一

減資公告
当会社は昭和二十六年十二月十五日の株主総会で資本の額金三百五十万円を金一百七十五万円に、発行済株式総数七万株を三万五千株に減少し一株金五十円也の額面株式二株を合して、一株金五十円也の額面株式一株とする事を決議した。此の資本減少に異議ある債権者は本公告掲載の翌日から二箇月以内に申出でられたい。
昭和二十六年十二月二十八日
富山県新湊市二月二十八日
北陸劇場株式会社
取締役　曾根一の三

合併公告
昭和二十六年十二月十五日開催の株主総会及社員総会において下記会社は合併して甲は存続し乙は解散することに決議を致しましたから上記合併に異議ある方は昭和二十七年二月二十六日迄に御申出下さい。
昭和二十六年十一月二十八日
埼玉県秩父市大字大宮一三六八
甲　株式会社宮前商店
埼玉県秩父市大字大宮一三六七
乙　有限会社丸宮商店
代表取締役　宮前　一郎

組織変更公告
当会社は昭和二十六年十二月十二日の社員総会に於て有限会社の組織を変更し北海道履物工業株式会社とすることを決議したから組織変更に異議ある債権者は本公告掲載の翌日から二箇月以内に当会社まで申出で下さい。
昭和二十六年十二月十五日
札幌市南三條東三丁目二十一番地
北海道履物工業有限会社
代表取締役　安戸　吉久

株式会社資本減少異議申述公告
当会社は昭和二十六年十二月二十七日の株主総会に於て資本金額三百五十万円を二百二十二万五百円に減少することの決議を致しましたが之に対し異議のある債権者は本公告掲載の日より二箇月以内に当会社にその申述をお願ひ致します。若し右期間内にその御申述がないときは右資本減少を御承認になつたものと看做します。
昭和二十七年一月九日
帯広市西二條南十一丁目九番地
帯広乗合自動車株式会社
代表取締役　野村　文吉

解散公告（第一回）
当会社は昭和十六年十二月二十七日の臨時株主総会の決議により解散致しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。
昭和二十七年一月九日
債権者各位

解散公告（第一回）
当組合は昭和二十六年十二月十日の総会の決議により解散致しましたので当組合に対して債権を有する方は第一回公告掲載の日より二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。
昭和二十七年一月四日
川崎市宮本町十八番地
渡辺商事株式会社
清算人　柿沼九三郎

解散公告（第三回）
当会社は昭和二十六年十二月二十日の第三回定時株主総会の決議に於て解散致しましたから債権を有せらるる向は昭和二十七年三月二十日迄に其債権の御申出相成りたく若し右期間内に其御申出なきときは清算より除外致します。
昭和二十六年十二月二十五日
京都市下京区島丸通綾小路下ル二帖半敷町六百四十二番地
株式会社京都ネクタイ輸出部
清算人　荒川　為義

解散公告（第三回）
当会社は昭和二十六年八月三十一日株主総会の決議で解散した。当社に対して債権のあるものはこの公告の日より二箇月以内に申出られたいもしこの期間内に申出なきものは清算から除斥せられる。
昭和二十六年十二月二十七日
大阪市阿倍野区天王寺町二六二六
日東製菓株式会社
清算人　田中　一雄

解散公告（第三回）
当会社は昭和二十五年十二月五日企業再建整備法の規定により解散した。当社に対して債権のあるものはこの公告の日から二箇月以内に申出られたいもしこの期間内に申出なきものは清算から除斥せられる。
昭和二十六年十二月二十七日
尼崎市西長洲字西長洲前二十三番地
若島産業株式会社
清算人　谷田圓次郎

解散公告（第三回）
当会社は昭和二十六年十二月二十五日社員総会の決議により解散致しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日より二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。
昭和二十六年十二月二十六日
尼崎市北大物町三十二番地
尼崎運輸有限会社
清算人　中田　一夫

解散公告（第三回）
当会社は昭和二十六年十二月十八日株主総会の決議で解散した。当社に対して債権のあるものはこの公告の翌日から二箇月以内に申出られたい。もしこの期間内に申出なきものは清算から除斥せられる。
昭和二十六年十二月二十七日
神戸市兵庫区水木通一丁目十番地
株式会社丸賀
清算人　丸山　祥蔵

解散公告（第三回）
当会社は昭和二十六年十二月十八日の総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。
昭和二十七年一月九日
東京都目黒区下目黒一丁目七六番地
株式会社目黒ボデー製作所
清算人　大家　吉蔵

合併公告
羽後産業株式会社（甲）と秋田物産株式会社（乙）とは昭和二十六年八月八日各開催したる臨時株主総会に於て両社は合併して甲及乙は解散し東和産業株式会社を設立する事に決議致しましたから前記合併に異議ある方は本公告掲載の翌日より二箇月以内に申出下さい。
昭和二十六年十二月二十六日
秋田市下中城町四番地
秋田市茶町扇ノ丁三十一番地
乙　秋田物産株式会社

解散公告（第一回）
常磐紙業株式会社は昭和二十六年十二月五日解散した。右会社に対し債権を有する者は昭和二十七年一月一日より同年二月末日までに清算人に申出られたい右期間中に申出のない債権者は清算から除斥される。
昭和二十七年一月九日
兵庫県洲本市上物部一一一四番地
常磐紙業株式会社清算人
兵庫県洲本市船場町甲五四〇番地
土谷　勝一

株式名義書換停止公告
昭和二十六年十二月二十六日より定時株主総会終了まで株式名義書換を停止する。
昭和二十六年十二月
近江ベルベット株式会社

定款変更公告
臨時総会の決議に依り第十八條文中出資一口の金額金五千円を金一千円、一人の口数十口を二十口に改定す。右変更に異議ある方は本公告掲載の翌日より二箇月以内に御申出下さい。
昭和二十七年一月九日
明商店街商業協同組合

公告
当社は昭和二十六年十二月二十五日米国対日援助見返資金の運用による貸付金を左記のとおり借入れましたので「電気事業会社の米国対日援助見返資金等の借入金の担保に関する法律」第資二條第一項の規定に基いて公告します。

記

一、電気事業会社の名称　北海道電力株式会社
二、電気事業会社の住所　札幌市南五條西十六丁目一三三六番地の一
三、借入先　大蔵大臣
四、借入金額　四億七千四百万円の内三億円
五、借入金の利率　年七分五厘但し将来の金融情勢に応じ大蔵大臣に於て変更出来るものとする。
六、借入金の償還の方法および期限　昭和三十二年九月三十日迄、二箇月後毎年三月、九月の各月末日に金九、四八〇千円宛分割弁済する。償還期限昭和五十七年三月三十一日
七、利息支拂の方法および期限　貸付当日より償還当日まで利息を附する。利拂期日は毎年三月、六月、九月の各月末日および十二月二十日とし、利拂当日までの利息を後拂する。
八、その他参考となるべき事項　なし
昭和二十六年十二月二十八日
北海道電力株式会社

第一期決算公告
貸借対照表
（昭和二十六年九月三十日現在）

資産の部

固定資産	四九八〇七七九・〇〇
製品	三一、〇〇〇・〇〇
貯蔵品	三、六九四五五・〇〇
売掛金	二四五六三一四五・〇〇
未収金	一、〇四三、二八八・〇一
前拂費用	六一七六三三・〇〇
現金預金	三一六八六五七九一・〇〇
合計	一六九六七〇七六三八

負債の部

資本金	五〇〇〇〇〇〇・〇〇
借入金	二、五〇〇、〇〇〇・〇〇
仮受金	九九四四六〇
前受金	三〇〇〇〇〇〇・〇〇
未拂金	二、四三一、二六一・四三
従業員預り金	三一一、三三〇・〇〇
仮受税金	四、七五八、一一〇・〇〇
未拂酒税	五六一八〇
貸倒準備金	一、八八〇、四五九・三五
当期利益金	一六九六七〇七六三八
合計	一六九六七〇七六三八

昭和二十六年十一月
株式会社辞心山根本店

第五十八回決算報告
（昭和二十六年十一月三十日現在）

貸借対照表

負債の部

資本金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
諸積立金	八二九、三五〇・〇〇

仕入先勘定	一五、四三五、八二一・〇六
支拂手形	四四五四九一〇六・七五
割引手形	五一八四四五九九〇
諸預り金	九八二、八六六・〇〇
当期利益金	六八二五六八・六三
計	六八六三〇七六六・二六

資産の部

不動産及什器	三三六、八七五・〇四
有価証券	七三六、二八五・〇〇
商品勘定	四四六三七〇一・九九
受意先勘定	二九六三三、六七八・四四
受取手形	二七、四四九、二七四一
仮拂金	一一一九九八〇〇
信認金	四三、八〇五、五一
銀行預金及現金	五、六三九五一一九六
計	六八六〇三〇七六六二六

昭和二十六年十二月
東京都千代田区神田駿河台三丁目六番地　株式会社東京商会

第三十七期決算公告
（昭和二十六年十月三十一日現在）

貸借対照表（資産の部）

現金及預金	一七〇、二九〇、〇三七四八
受取手形	三七、一七〇、一〇一・〇〇
売掛金及前拂金	三九、二八九、〇五〇
商品	三一〇、九四〇、七四九・〇三
其他流動資産	二七、七三六、四一六五五
土地、建物、什器	三、四八〇、八四四・〇五
当期損失金	一、二七九、六一九〇七九五
合計	六八六〇三〇七六六二六

貸方（負債の部）

支拂手形	五九〇、九九三・〇〇
借入金	三一五、九八七、五八三・〇〇
前受金	二九六、七四九、二九〇・〇
預り金及未拂金	四一九二六、一一〇・〇六
資本金	六〇〇〇〇〇〇・〇〇
諸積立金	二六、五九五五一〇〇
繰越利益金	一、三七〇、六一六・二五
合計	六八六〇三〇七六六二六

昭和二十六年十二月十七日
大阪市東区本町三丁目二五番地
鐘淵商事株式会社

第二十二期決算公告
昭和二十六年九月三十日現在

資産の部

土地、建物	五二一八八二・〇〇
機械什器設備	九五、四五〇・〇〇
出資及証券	七五、六〇五・〇〇
製品及貯蔵品	三、七三三、八一二・二五
売掛金	二一九九、五九七・五〇
仮出金	四一一、六七〇、四三
銀行預金及現金	九四九、九四〇・九五
合計	八、九三七、九五八・一三

負債の部

資本金	五〇〇、〇〇〇・〇〇
諸積立金	一二、六五〇・〇〇
借入金支拂手形	一、九五一、六五〇・七五
未拂金	一八七四五〇・七七
受取手形	一〇三、九九一・〇〇
仮受金	九二六〇〇・七七
資産再評価金	三、二〇三、一三八・一七
前期繰越金	九九三七、九五八・一三
当期利益金	八、九三七、九五八・一三
合計	八、九三七、九五八・一三

昭和二十六年十二月
九州進藤株式会社

第四十七期決算公告
昭和二十六年十一月三十日現在
借方（資産の部）

バス事業興業費	三七、二四〇、七九五・〇〇
トラック事業興業費	一〇、六九三、二三八・〇〇
ハイヤー事業興業費	二五八、八三〇・〇〇
通運事業興業費	一一〇、九八〇・〇〇
有価証券	九八三〇三七五・〇〇
出資金、貸出金	六八五一、四一九・八六
貯蔵物品	九〇〇五、八四〇・八九
仮拂金	六一一六九〇三九・九
未収入金	四七二六七六・八〇
未経過保険料	八六三〇五一・五〇
預金、現金	八九三七、九五八・一三
合計	七二、八四六、七六二・六三

貸方（負債の部）

資本金	二〇〇〇、〇〇〇・〇〇
諸積立金	二八五四〇〇〇・〇〇
再評価積立金	一〇、六六〇、九七〇・〇〇
借入金	一九三七五〇〇〇・〇〇
拂手形	二五一三五七七九〇・〇〇
支拂手形	九六一八五三四九〇・〇〇
仮受金	一一一〇五〇・〇〇
保証預り金	二六三九、七五五一四七
未拂金	八一三一一八
前期繰越金	四五一、〇三三、三一
当期純益金	七二、八四六、七六二・六三
合計	七二、八四六、七六二・六三

昭和二十六年十二月
宇和島市丸之内一番地の内一九
宇和島自動車株式会社

貸借対照表
昭和二十六年九月三十日現在

資産の部

営業権	四一二九五八二
建物	一、三二五、二九〇・〇四

機械設備	一、三七九四一五〇
上架装置	二六九、二一〇・一七
器具	一八二、六三〇四二
備品	二〇、七五〇・〇八
什器	三〇四五〇〇〇・〇
出資金	一七、七〇三九四七
得意先	八六八・七二
東京駐在所	三七一、一五五・〇〇
仮拂金	四九〇、六四〇・〇五
貯蔵品	二八八九四〇・〇五
材料	二六八二、八四七・一五
経過勘定	三六七、三〇六・〇〇
建造中船舶	二八七三六〇〇・〇〇
銀行預金	六七五、〇六一・三七
現金	四一三、三四七・一九
前期繰越損失金	七三五、八二三・一二
合計	一三六〇九九〇一・三五

負債の部

資本金	三〇〇〇、〇〇〇・〇〇
再評価積立金	三、一〇五、〇七二・二七
利益準備金	一八〇〇〇〇・〇〇
別途積立金	二〇〇〇〇〇〇・〇〇
納税積立金	五九、三八〇・〇〇
退職手当積立金	五〇〇〇・〇〇
借入金	二、七一〇、〇〇〇・〇〇
有価証券	一九八三三・六六
出資金	二〇〇三五、九四二・二六
預り金	五六六、一〇〇・〇〇
仮受金	一、〇〇〇・〇〇
前受金	四四五、一一三・一四
当期利益金	一、四五一、一一五・一一
計	一三、六〇九九〇一・三五

右の通りに候也
昭和二十六年十二月
株式会社宇和島造船所
取締役社長　森口　菊市

第九期決算公告
昭和二十六年九月三十日現在
貸借対照表

資産の部

現金及預金	一四、四〇三、九六一・二八
当座資産	一三、一三八、八一四八
棚卸資産	四三、九九一、八七七・九〇
固定資産	九、九六六、三三六・二〇
繰越勘定	二、九九、五三六・二六
合計	一九〇、六二九、七〇五・一二

負債の部

流動負債	一、六一二、九八〇、〇四・一八
固定負債	二、六五〇、〇〇〇・〇〇
資本金	七、九六五、〇〇〇・〇〇
諸積立金	七、四六一、五六六・〇七
前期繰越金	七七七、七九一・二三

第7499号

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

当期利益金　一〇、四七七、二七三・六五
合計　一九〇、六二九、七〇五・一二
右の通りであります。
愛知日産自動車株式会社

貸借対照表
（昭和二十六年十月三十一日現在）

借方の部

流動資産	
現金預金	四九二、六三〇、七一〇・七一
受取手形	一五九、一九三、八二一・〇八
売掛債券	二一、二八二、〇八一・五二
有価証券	三七、四九五、七九五・五九
	一一、八二七、六三六・〇〇
在庫加工端切綿布	八、七五四、〇一九・九一
貯蔵原材料	二一〇、四〇八、〇九一・五五
製品仕掛品	九、〇〇三、五三〇・〇〇
未経過支拂利息	二、三八八、〇八三・〇〇
未経過保険料	三、二三三、八六二・〇〇
貸付金	五、一四〇、三八七・〇〇
仮拂金	一八、一一六、二三三・〇六
仮拂法人税	五、七八八、一八〇・〇〇
固定資産	三九七、一〇五、八三二・一一
建物	七〇、一八七、三三二・〇七
構築物	一、七六四、〇六九・六九
機械装置	一〇二、三六一、六一四・二六
車輌運搬具	三、六九八、六〇五・〇〇
工具器具備品	八、九四八、七三二・〇〇
土地	九、七九八、七一一・三二
建設仮勘定	一四九、七二七、四七二・四〇
捺染用銅ロール	四六、二四六、二五〇・三七
専用側線利用権	四、三七三、〇五五・〇〇
投資	
出資金	二、四六八、八〇〇・〇〇
保証金	二、四六八、八〇〇・〇〇
繰延勘定	一、〇八三、二五〇・〇〇
試験研究費	一、〇八三、二五〇・〇〇
合計	八九三、二八八、六〇二・八二

貸方の部

流動負債	
支拂手形	四八八、〇七一、三〇八・八四
買掛金	二〇七、八五三、七四一・〇〇
短期買入金	四九、四六八、五〇五・一八
割引手形	二〇六、六六九、五八五・〇〇
未拂金	一〇、九三八、〇二四・〇九
仮受金	四、八二四、七九四・二一
預り金	一、四八一、二三六・三九
固定負債	
長期借入金	一七九、五〇〇、〇〇〇・〇〇
資本金	二二七、七一七、二九三・九八
資本準備金	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
再評価積立金	四、四五九、六四二・二〇
利益準備金	六二、六四〇、〇八六・六二
別途積立金	三、一二五、三五七、八〇
	三、六九二、二七七、〇三
退職手当準備積立金	二、〇〇一、九九六・一二
配当準備積立金	四、五〇〇、〇〇〇・〇〇
納税積立金	八九二、八五七・二八
前期繰越金	一、四二六、五二四・七四
当期利益金	四四、九七八、五五二・一九
合計	八九三、二八八、六〇二・八二

株式会社高瀬染工場

第十八期決算公告
（昭和二十六年十月三十一日現在）

貸借対照表

借方

流動資産	
現金及預金	五七、一四六、七〇八・七〇
受取手形	一二七、〇九六、一三四・七九
売掛金	四〇、六五九、七二八・四五
未収金	七〇六、七六七・七〇
有価証券	六六四、〇〇〇・〇〇
預り有価証券	二、一四七、四〇〇・〇〇
短期貸付金	三、二三四、〇〇〇・〇〇
仲買仕切差金	三、〇五一、五六〇・〇〇
諸預け金	一二四、七三二・〇〇
商品及製品	一四二、二八六、〇六四・八七
仕掛品・半製品	三七、四二七、七三一・一〇
原料	一四、五二四、三三八・五〇
糸	一三、四〇五、三三六・二一
副資材及貯蔵品	六、八一一、三八七・〇〇
差入保証金	四、九九七、一八三・〇〇
前渡金	一、八一八、〇二七・八六
立替金及仮拂金	
固定資産	
土地	三、六五六、五〇〇・〇〇
建物、構築物、設備	二二、三七九、〇五〇・〇〇
機械装置	一七、四九七、七七〇・〇〇
器具及工具	一、五六一、九四〇・〇〇
什器、備品	三、一六〇、一四〇・〇〇
車輌運搬具	三、〇一四、五二三・〇〇
投資	
投資有価証券	七三〇、五五〇・〇〇
組合等出資金	四四五、六〇〇・〇〇
長期貸付金	二、二〇九、〇〇〇・〇〇
繰延勘定	
前拂費用	九四八、九一六・三一
合計	五一一、六九五、一八九・四九

貸方

短期負債	
短期借入金	四八、九〇〇、〇〇〇・〇〇
支拂手形	二一九、二四九、三三四・九三
買掛金	三四、七四六、四九九・九一
未拂金	六、四八四、六一六・一二
割引手形	七一、二五〇、〇二九・九九
預り金	一、三八八、九三五・六二
預り証拠金	九、一八二、七四八・三六

第一期貸借対照表
（昭和二十六年十月三十一日現在）

資産の部

現金	二三三、九二〇・六〇
預金	四、二二八、九五七・四二
受取手形	八、八〇一、八二五・〇〇
売掛金	三、〇二六、三四五・〇〇
仕掛品	一七八、三九六・〇〇
製品	六、四七四、三一五・〇〇
原材料	四、七一四、四九三・〇〇
貯蔵品	二七、五三二・九四
用度品	二八二、〇四〇・四〇
未経過諸費	一、九二二、四七二・五二
仮拂金	八四七、〇〇〇・〇〇
土地	四、六八五、七〇九・八八
建物	二、八六七、八七五・五二
構築物	一五、二二四、〇八六・五一
機械装置	一、一八三、八三七・三〇
運搬具	二七三、四一九・八一
器具備品	五四、九七二、一九六・九〇
合計	六、四一七、〇二三・〇〇

負債の部

前受金	一三、七九五、四一六・三〇
支拂手形	八、七三六、五〇〇・〇〇
買掛金	三、二七八、五四六・二一
割引手形	一、六五六、四五六・七八
諸預り金	五四〇、四五〇・〇〇
未拂金	八、五〇〇、〇〇〇・〇〇
仮受金	七、七四七、四〇八・〇〇
大王製紙勘定	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
資本金	三、三〇〇、三九六・六一
当期利益	五四、九七二、一九六・九〇
合計	

株式会社京都製紙所

第二期貸借対照表
（昭和二十六年十月三十一日現在）

資産の部

現金	二、七八九、九一〇・〇〇
預金	四、八四六・五四
受取手形	五、一一三、二〇〇・〇〇
売掛金	四〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
仕掛品	二、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
原材料	一五、四五五、六〇四・九三
貯蔵品	五、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
用度品	二五、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
未経過諸費	一、七九四、八六三・八九
仮拂金	五、二〇九、五九九・二〇
土地	五、一二五、〇〇〇・〇〇
建物	一〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
構築物	三、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
機械装置	五一一、六九五、一八九・四九
運搬具	
器具備品	
合計	

負債の部

前受金	二、七八九、九一〇・〇〇
受金	四、八四六・五四
仮取引所値洗差金	五、一一三、二〇〇・〇〇
資本金	四〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
公称資本金	二、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
資本準備金	一五、四五五、六〇四・九三
再評価積立金	
利益剰余金	
法定積立金	五、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
別途積立金	二五、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
前期繰越金	一、七九四、八六三・八九
当期利益金	五、二〇九、五九九・二〇
引当金勘定	
退職手当基金	五、一二五、〇〇〇・〇〇
株主配当引当金	一〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
不倒会基金	三、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
合計	五一一、六九五、一八九・四九

昭和二十六年十一月

横田株式会社

大阪商船　株式会社第拾五回へ号物上担保附　社債募集公告

当会社が数回に分けて発行する第拾五回物上担保附社債総額拾億円の内其第六回発行分であるへ号社債を左の要項により募集致しますから御申込下さい

昭和二十七年一月九日　大阪市北区宗是町一番地　大阪商船株式会社

一、委託会社　大阪商船株式会社
一、共同受託会社　株式会社大阪銀行及株式会社日本興業銀行
一、発行金額　額面壱億円
一、各社債の金額　壱萬円及拾萬円の二種（無記名式利札附）
一、利率　年八分五厘
一、発行価額　額面壱百円に付九拾八円五拾錢
一、償還の方法及び期限　一年据置後毎半年参百萬円以上を償還し昭和三十二年一月二十五日迄に全額償還する
一、利息支払の方法及び期限　発行日の翌日より償還期日迄附利し毎年一月及び七月の各二十五日に其日迄の六箇月分を支払う
一、信託証書、担保追加契約証書及び発行契約証書の表示　昭和二十六年二月一日附信託証書、昭和二十六年九月二十日附担保追加契約証書及び昭和二十六年十二月二十八日附発行契約証書
一、担保　本社債の担保として左記船舶並に船舶持分の上に順位第一番の抵当権を設定した
高砂丸、大阪丸（当会社持分百分の五十三）、千早丸（当会社持分百分の三十）、第二大雲丸（当会社持分百分の五十）
一、担保の価格に関する調査報告　担保するに足る価格を有する
一、信託証書、担保追加契約証書及び発行契約証書の閲覧者は謄写の場所及び時間　委託会社及び受託会社に於て毎日営業時間中閲覧者は謄写に供する
一、未償還社債総額　六億円（昭和二十六年十二月一日現在）
一、資本金　九億五千萬円（昭和二十六年十二月一日現在）
一、現存純財産額　拾八億弐千八百参拾四萬八千弐百八拾弐円七拾壱錢（昭和二十六年九月三十日現在の総資産より一切の債務を控除した金額）
一、既に発行したい号社債、ろ号社債、は号社債、に号社債及びほ号社債の表示

い号社債	発行金額	額面弐億円	償還期限　昭和三十一年二月二十四日
	利率	年八分五厘	未償還額　額面弐億円
ろ号社債	発行金額	額面壱億円	償還期限　昭和三十一年三月二十日
	利率	年八分五厘	未償還額　額面壱億円
は号社債	発行金額	額面壱億円	償還期限　昭和三十一年五月二十五日
	利率	年八分五厘	未償還額　額面壱億円
に号社債	発行金額	額面壱億円	償還期限　昭和三十一年七月二十五日
	利率	年八分五厘	未償還額　額面壱億円
ほ号社債	発行金額	額面壱億円	償還期限　昭和三十一年十月二十五日
	利率	年八分五厘	未償還額　額面壱億円

一、申込期日　昭和二十七年一月十九日
一、募入方法　応募超過の場合は適宜之を定める
一、払込期日　昭和二十七年一月二十五日
一、登録機関　株式会社大阪銀行
一、引受会社　大和、野村、山一、日興、日本勧業、大阪商事、玉塚、山叶、角丸、大阪屋、江口、日東、小柳、山崎、大井、今川、東西、丸三、光亜及び小野の各証券会社

右担保附社債信託法第二十二条第三項により承認致します
昭和二十七年一月九日
共同受託会社　株式会社大阪銀行
共同受託会社　株式会社日本興業銀行

定価　一ヶ月　二百十円　一部（九円）送料実費
公告料　公告　八ポイント一行　十七字詰　百円
但し、会社等解散・減資・合併・組織変更公告一件一回　千五百円
広告料　広告　八ポイント一行　十七字詰相当　二百円
発行所　東京都新宿区市谷本村町一五
印刷所　電話九段(33)三二一一～三六八
振替東京一九〇〇　官報課